

平成30年度

大妻女子大学短期大学部

自己点検・評価報告書



令和2年（2020年）1月末日

大妻女子大学自己点検・評価委員会

目 次

基準 1 使命・目的等	1
1-1 使命・目的及び教育目的の設定	
1-2 使命・目的及び教育目的の反映	
基準 2 学生	7
2-1 学生の受入れ	
2-2 学修支援	
2-3 キャリア支援	
2-4 学生サービス	
2-5 学修環境の整備	
2-6 学生の意見・要望への対応	
基準 3 教育課程	37
3-1 単位認定、卒業認定、修了認定	
3-2 教育課程及び教授方法	
3-3 学修成果の点検・評価	
基準 4 教員・職員	45
4-1 教学マネジメントの機能性	
4-2 教員の配置・職能開発等	
4-3 職員の研修	
4-4 研究支援	
基準 5 経営・管理と財務	61
5-1 経営の規律と誠実性	
5-2 理事会の機能	
5-3 管理運営の円滑化と相互チェック	
5-4 財務基盤と収支	
5-5 会計	
基準 6 内部質保証	71
6-1 内部質保証の組織体制	
6-2 内部質保証のための自己点検・評価	
6-3 内部質保証の機能性	

※本編の記載内容については、一部、大学、短大で共通する箇所がある。

日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

大妻女子大学短期大学部（以下、本学と記す。）の目的は、学則第 1 条に、「本学は女子に対し広く一般教養を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び實際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする。」とあり、育成すべき女性像が具体的に示され、明確に定められている。

本学は、これまで大妻学院の創設者である大妻コタカが実践した「母性の涵養」、校訓「恥を知れ」や「良妻賢母」の精神を基礎として家庭人はもとより各界で活躍できる女性の育成を目指してきた。さらには創立100周年を機に「関係的自立」という概念を、教育目的を達成する理念として掲げてきた。

1-1-④ 変化への対応

しかし、時代の急激な変化と社会の変貌に対応し、将来を見据えた自立した女性を育成するとの視点から、新たな短期大学部の理念を定立すべく、平成30年度には将来展開委員会（参照：将来展開委員会規程）を中心に、本学を取り巻く社会環境の変化について、(1) 社会変化の方向性 — ①少子化の進行 ②人生100年時代の到来 ③ICT活用の高度化と就職市場の構造変化 ④グローバル化の進展と反転、(2) ステークホルダーの意向 — ①行政からの要請 ②企業等からの要請 ③保護者・学生からの要請 などのファクターについて分析・検討し、本学の理念に関して慎重な審議を重ね、その使命を以下のように規定し直し、日本における女子高等教育の拠点となることを目指すとした。〔参照：将来展開議事要録第61回～73回、『大妻学院の新たなミッションと中期計画』〕

1. 学び働き続ける自立自存の女性の育成

建学の精神を継承するとともに、常に時代の変化に適応し、「学び働き続ける女性」として社会のあらゆる分野に主体的に参画貢献できる自立した女性の育成を目指す

2. 女子教育に積極的な役割を果たす教育・研究活動、人間生活文化活動の多方面に亘る真理考究において、積極的な役割を果たす研究業績を積み重ね、社会の負託に応えられるような教育・研究機関を目指す。

3. 持続可能な共生社会の実現への貢献

地域住民や国内外の企業及び行政機関あるいは教育機関等との協働活動に積極的に参画し、社会から信頼を受け、慕われ愛される存在として持続可能な共生を目指す。

なお、教育と並び本学の重要なミッションである研究については、教員の研究活動を質量ともに充実させるよう戦略的に取り組むこととした。

また、本学の教育目標として以下が提案された。

1. 総合的な人間教育により社会の構成員としての自覚と識見を有する自立した人材を育成する。
2. 男女共同参画社会において、グローバルな視野を持ち中核的な指導的役割を果たすことができる専門的職業人女性を育成する。
3. 女子高等教育において、教育分野及び研究分野の女性後継者を育成する。

上記の新たな大学の理念、目標などに対しては、平成30年度末に学内においてパブリックコメントを求め、学内における多方面からのコメントを募集した。また寄せられた個々の意見に対する対応については将来展開委員会が慎重に対応し、学内のコンセンサスを得た。

しかしながら現時点においては、本学のWebサイト等では上記情報を公開するに至っていない。よってこれらの新たな理念、目標を視野に入れた新たなアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、今後再検討を含めて、近い将来において学内外に公開し周知を図っていく予定である。[参照：現行3ポリシー（大妻女子大学Webサイト）]

平成30年度現在の各学科、専攻の教育研究上の目的等を以下に示す。

一 家政科家政専攻

家政学の基本の衣・食・住生活・保育などを中心に、人間生活全般にかかる実践的知識・教養・技術力を身につけ、社会の発展に貢献できる人材を育成する。

二 家政科生活総合ビジネス専攻

家政学の基本を学ぶことによって教養豊かな生活人として成長するとともに、現代社会の仕組みを理解し、身につけた情報処理能力・ビジネススキルによって企業人として即戦力となる人材を育成する。

三 家政科食物栄養専攻

「食」と「健康」に関わる知識と技術を総合的に身につけ、健康づくりに貢献できる専門的知識を持った栄養士を養成する。

四 国文科

現代を生きる上で必要な情報を自分の力で獲得し、確かな日本語能力を身につけるとともに

に、人間性豊かな社会人として国際化する現代社会で活躍できる人材を育成する。

五 英文科

英語による表現能力を高め、英米を始めとした世界の文化に深い関心を持って日本の将来を考え、自分の主張を組み立て、それを英語を通じて、21世紀の世界に向かって発信している人材を育成する。

以上、短期大学部、学科等の課程の目的を学則に定め、その目的は学校教育法第108条の短期大学に求められる目的に適合している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学教育の礎である「母性の涵養」「恥を知れ」「良妻賢母」の精神は、独自の校風と共に社会的評価として定着しているが、その上で、「日本における女子高等教育の新たな拠点となる」との新たな目標を、多様なメディアを活用しつつ学内外に定着させる必要がある。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

理事長の諮問機関である将来展開委員会は、常任理事、副学長、大学教員、学院職員、中高校長、学外の学識経験者を構成員とし、定期的に会議を開催（平成30年度13回開催）、本学の使命・目的について活発な意見交換を行い、中期計画策定に向けた検討を行っている。

特に平成30年度は、その成果として本学の使命・目標と教育目的などに関する理念と将来に向けての基本的な方針を策定、平成30年度に開催された理事会、評議員会で紹介され、理解と支持を得た。さらに学内の教職員に対しては教授会をはじめとする情報共有の機会を活用して適宜紹介した。

また、同委員会は学院の10年後のあるべきすがたを見据えた中期計画を策定するために、学内各部署の教職員が協働して業務に携わる「中期計画策定部会」を設置、様々な調査・研究・検討を重ね、平成30年度末には「大妻学院の新たなミッションと中期計画」という中期計画の方向を定めたプランとその作業工程を示した原案を策定した。この原案は理事会、評

委員会です承され、さらに教職員に対しては同年度末にパブリックコメントを求めるという形でその内容を周知し、教職員からの質問や意見に対して適切に対応して全学的な理解を得ている。〔参照：理事会、評議員会、将来展開委員会議事要録〕

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

なお、「大妻学院の新たなミッションと中期計画」に示した理念、目標を大妻女子大学短期大学部における教育の質的向上を目指して、具体的に3つのポリシー等へ反映してゆくことが必要であり、最優先課題であるが、この件については既に検討を開始している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成と整合性

本学における教育研究組織の構成と整合性については、本学の教育目的達成のために、学則第3条に示すように、家政科、国文科、英文科の3学科と、家政科に置かれる家政専攻、生活総合ビジネス専攻、食物栄養専攻の3専攻からなっている。〔資料1-2-⑤-A〕

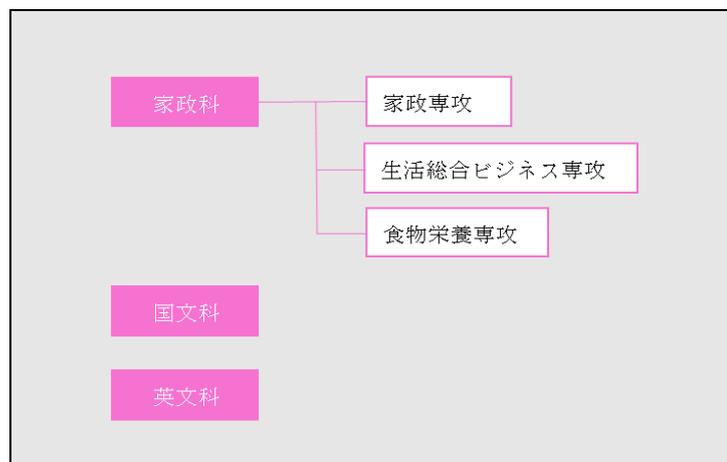
上記学科・専攻構成は、学則第1条に定める本学の目的の趣旨に適合しており、学則第3条の2で定める各学科・専攻の教育研究上の目的を達成する。

また教養教育の体制についても適切に整備している。大学教育全体の推進を図る責任部局として、大学教育推進機構が設置されており、各学部の教養教育委員各1名が構成員となっている。教養教育の科目は、全学共通科目の一部として運用されており、大学教育推進機構委員会では、全学共通科目に関わる基本方針、教育課程の運営・管理並びに必要な調整に関する事項等を審議している。教養教育に関わる諸委員会を補佐し、事務担当部署として、教育支援センター教育支援グループがその任に当たっている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

新たな理念、目標を視野に入れた3ポリシーの改訂は、教育理念・教育目的・教育目標・建学の精神・校訓などそれぞれの役割と表現についての整理と同様に必須であり、中期計画で対応予定である。

資料 1-2-⑤-A 大妻女子大学短期大学部 組織図



【基準1の自己評価】

本学の目的は、学則第1条に明確に定められており、「教育理念」「教育研究上の目的」などと同様に、本学Webサイトや『大学案内』等のガイドブックに掲載され、学内外に広く周知されている。なお、本学は、その教育目的達成のために、学則第3条に示すように、3学科で構成されている。

また、本学の創設者大妻コタカが実践し本学教育の礎である「母性の涵養」、校訓「恥を知れ」や「良妻賢母」の精神は、1世紀に及ぶ歴史の重みを有し、その独自の校風は社会的評価としてすでに定着しているが、平成20年には、創立100周年を機に教育目的を達成する新たな理念として「関係の自立」を掲げ、豊かな人間性に裏打ちされた家庭人という概念を基盤としつつ、自ら啓発し将来各界で活躍できる女性の育成を目指してきた。

しかし、時代の急激な変化と社会の変貌に対応し、将来を見据えた自立した女性を育成するとの視点から、新たな大学の理念を定立すべく、将来展開委員会（平成30年度13回開催）を中心に、大学を取り巻く様々な社会環境の変化を分析・検討、大学の理念に関して本学の使命を見直し、日本における女子高等教育の拠点大学になることを目指すとして新たな教育目標が提案された。

特に平成30年度は、その成果として本学の使命・目標と教育目的などに関する理念が盛り込まれた、大学の将来に向けての基本的な方針を策定、学院の10年後のあるべきすがたを見据えた中期計画の策定作業を実施するため、学内各部署の教職員が協働するプロジェクト

「中期計画策定部会」を設置、様々な調査・研究・検討を重ね、平成30年度末には「大妻学院の新たなミッションと中期計画」という中期計画の方向を定めたプランとその作業工程を示した原案を策定した。この原案は理事会、評議員会で了承され、さらに教職員に対しては同年度末にパブリックコメントを求めつつその内容を周知、教職員からの質問や意見に対して適切に対応して全学的な理解を得た。

なお、「大妻学院の新たなミッションと中期計画」に示した理念、目標を大妻女子大学短期大学部における教育の質的向上を目指して3つのポリシー等へ反映することが最優先課題であり、この件については既に学内関係機関で検討を開始している。

以上のことから本学は、「基準1.使命・目的等」を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

短期大学部は、その学則が示す通り、女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び實際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的としている。

平成29年度の大学運営会議では3つのポリシーを全面的に見直し、アドミッション・ポリシーは、学部・学科・専攻とも「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」の4観点で策定された。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために、本学が入学志望者に求める「入学までに必要な知識・技能や能力、目的意識、意欲」について示している。本学での学修期間だけでなく、自立した社会人像も意識した内容も含まれており、自身の将来をイメージしやすくなっている。更に、アドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜するため、入試種別ごとに「入学者選抜の基本方針」を定めている。

アドミッション・ポリシー及び入試種別ごとの「入学者選抜の基本方針」は、『入試ガイド』『学生募集要項』及び本学Webサイトにて公表している。千代田キャンパス、多摩キャンパスで開催するオープンキャンパス、高校教員向け入試説明会や学外進学相談会・高校説明会等を通じて、生徒、保護者、高校教員等に対し、進路選択や受験時には必ずアドミッション・ポリシーを確認するよう説明している。平成31年度入試にて広報・募集グループで実施した「入学予定者アンケート」では、入学予定者の9割が「受験時にアドミッション・ポリシーを確認した」との結果も出ており、周知は充分に行われていることが証明された。

[参照①：アドミッション・ポリシー — 『学生募集要項』、（短期大学部）『入試ガイド』] [参照②：入学者選抜の基本方針 — 『学生募集要項』、（短期大学部）『入試ガイド』、本学Webサイト]

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学長を委員長とし、副学長、各学部長、入試委員長、各学科選出委員、研究科長及び事務局長から構成される入学者選抜施策委員会が、全学的視野から過年度の入試状況の検証及び中長期的な募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本方針を審議している。その方針に沿い、学部入試委員会が、学科内の意向を集約・調整しつつ具体的な検討を進め、その結果を教授会に報告し了承を得て、全教員に周知される体制をとっている。各学科・専攻にお

いては、これらの審議を経て決定された方針に従い、公正を期した入学者選抜を実施している。年度途中で発生した課題については、入学者選抜施策委員会または入試委員会でその対応を審議し、適切な入学者選抜実施体制を整えている。

なお、入試に関する事務分掌部署は広報・入試センター入試グループ及び教育・学事支援センター教育・学事支援グループ(多摩)であり、教員と連携しながら責任をもって各業務を推進する体制を敷いている。

各学科・専攻ともそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、A0入試、公募推薦入試、同窓生子女推薦入試、指定校推薦入試、併設高等学校特別推薦入試、一般入試A方式、一般入試B方式(大学入試センター試験利用)及び平成27年度入試から外国人留学生入試、平成28年度入試から社会人入試を全学部で実施しており、多様な入試制度を導入している。

入試制度の広報については、広報・入試センター広報・募集グループと連携して、本学Webサイト、オープンキャンパス、学外進学相談会、『入試ガイド』『学生募集要項』にて生徒、保護者、高校教員等に対し丁寧な説明を行っている。

入学者選抜の実施については、「実施要領」などで書類審査、面接・試験監督・誘導などがマニュアル化されており、一般入試や推薦入試など規模が大きく複雑な入試に際しては、事前説明会を開くなどして、入学者選抜実施に万全を期している。合否判定については、学部長を委員長とし、各学科・専攻から選出された委員で構成される判定委員会において、当該学科・専攻が作成した判定案を審議し、合否の判定を行っている。判定委員会で議決した結果は教授会で報告し、承認を得ている。

入学者選抜における公正かつ妥当な方法を担保するため、次の措置を講じている。

- (1) 入試種別ごとの「アドミッション・ポリシーに即した評価項目及び各配点等」を定めている。面接を実施する入試においては多面的な面接評価項目を設定しており、複数の教員が同一の評価項目をもとに審査を行っている。平成27年度入試からは成績開示において明確な結果を提示できるように審査結果(評価)を点数表記に改めており、これらの内容については選抜方法の変更有無にかかわらず毎年見直しを行っている。
- (2) 公募推薦入試、指定校推薦入試では、平成31年度入試から、学科によりその出願要件において、評定平均値だけでなく、多面的評価の1つとして英語4技能や国語力における基準を設けた。検定・資格試験結果が一定の基準であれば、正規の評定平均値を満たしていなくても出願が出来るもので、それぞれのアドミッション・ポリシーにも適合する効果のある施策である。この基準については、各検定・資格試験制度や本学受験者の実績などを見ながら毎年見直しを行っている。
- (3) 全ての科目を本学教員が作問している一般入試A方式(本学独自の試験)においては、平成27年度入試から出題ミス防止のため第三者による問題の事前チェック制を設けている。平成31年度入試からは、問題及び解答例の原則公表に伴い、査読委員による試験中の査読を実施し、試験後には出題委員とともに問題別正解者数リストと問題内容を点検するなど、査読体制を更に強化した。これにより、判定委員会前に出題や採点に係る再確認事項が認識されたため、一定の効果はあるとみなし、今後も作問体制の充実を目指していく。
- (4) 入学者の実態が入学者受入方針にどの程度合致しているかを検討する資料の一つとして、広報・入試センター入試グループでは、全学生を対象とした毎学年次のGPA資料「追跡

調査（各学科・専攻及び入試種別一覧）」を作成し、入試委員会において教員に報告している。入試種別ごとでは、指定校推薦入試において毎年、指定校のあり方について応募状況や高校の現状などの把握を欠かさず行っている。一般入試においては、出願時の併願校、入学辞退者の進学先を任意で調査することで、各学科・専攻における競合校及びその経年傾向を把握している。これらの蓄積データに基づき、試験科目、募集人員、出願要件、実施方法などの見直しを継続的に行っている。

(5) A0 入試及び推薦入試での入学手続者に対しては、『入学手続の手引』に「入学予定者への課題」を掲載し、学科・専攻別に入学までに取り組む学習や具体的な教科の復習等を提示し、入学までに学習意欲を減衰させないよう教示している。

課題内容については、高校教育や経済的負担に配慮したものであるよう毎年見直しを行っている。

近年は様々な理由により編入学を視野に入れて短期大学部進学を決める者もいるため、学生募集においては短大での学びや就職情報だけでなく、4年制学部への編入学制度についても積極的な周知に努めている。高校教員や保護者、高校生等に対し、卒業後の進路選択が多様な短大への注目を促すことで、入学者数の確保にも繋がると考えている。

このほか、研究科、学部、短期大学部とも、当該試験日から遡って1年以内に発生した自然災害等罹災により入学（編入学を含む）が困難となった入学志願者に対し、審査のうえ入学検定料や入学金を減免するなど、受験時の多様な状況に対しても支援策を講じている。

[参照：（学部・短大）（大学院）「入学者選抜施策委員会規程」『入試ガイド』『学生募集要項』「実施要領」「大妻女子大学自然災害等罹災入学志願者に対する支援規程」]

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

本学では、入学者選抜施策委員会及び各学部入試委員会において、多様な入試区分及び入試方式ごとの適正な試験科目、募集人員、出願要件、実施方法等の入学者選抜方針について毎年検討し、必要に応じて見直しを行っている。新年度の入試情報および過去3年分の入試状況を公表して積極的な広報に務めているが、各入試年度における志願者の動向は、前年度の入試状況、大学入試センター試験の難易度、競合他大学の入試の多様化や改組・履修地移転等に左右される。更に、平成28年度入試から続く入学定員管理厳格化により、合格者数の絞り込みや、4月直前まで続く他大学の追加合格発表も加わり、年々、定員管理は難しくなっている。本学では、入学定員に沿った入学者数を確保するため、合格者数決定においては入試実施年度及び過去5年間の入試状況等を参考にしており、最近5年間の短期大学部入学定員充足率は1.11～1.21となっている。

[参照：（学部・短大）過去5年間の募集状況表（令和元年5月1日現在）]

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

短期大学部においては、令和3年度入試からの大学入学者選抜改革を踏まえ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性に留意の上、学力の3要素を基準にしたアドミッション・ポリシーの再構築を進めている。これにより、入学希望者に対して更に分かりやすく3つのポリシーを説明し、本学の教育目的への理解を得ることを目指したい。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

短期大学部では引き続き、入学者選抜施策委員会及び入試委員会にて、入試制度や入学者選抜実施体制、実施方法などを審議していく。

令和3年度入試からの大学入学者選抜改革を見据え、従来の見直しのほか、入学者選抜試験の実施に係る規程の整備、アドミッション・オフィサー制度の導入、「アドミッション・ポリシーに基づく評価項目及び各配点（ループリック）」の策定、入学前教育内容の充実などの計画を進めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

短期大学部においては入学定員と実入学者数との関係は適正であるよう務めているが、定着率データに加え、より一層、指定校の選定方法や他大学の状況等の情報収集・分析を充実させる。

また、平成31年度入試において、4月まで続く他大学の追加合格発表を理由とした入学辞退により、入学定員を下回った学科・専攻があったため、これに対する定員確保のための方策を検討中である。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

[正課における支援体制]

正課学修の支援を主とする部署として以下のものがあげられる。

○学科・専攻（クラス）

「教務委員会」「FD委員会」を設置し、それぞれ学生の単位取得状況成績分布状況等を確認、各学科での学修指導に活用している。

また、全学生は学科・専攻ごとに組み分けられたクラスに所属し、各クラスにはそれぞれ「クラス指導主任」がおかれ、学習方法をはじめ学生の様々な相談窓口となっている。

家政科では、クラス指導主任の他に各クラスに助手が配置され、副指導主任（副担任）の役割を果たしている。助手のほとんどは本学卒業生で、学生にとって重要な相談窓口となっている。

学習相談にあたっては、専任教員はオフィスアワーを設定している他、非常勤教員についても、学習相談できる時間帯等をシラバスへ記載することとしている。

○大学教育推進機構委員会

4年制大学を含めた大学教育全体の推進を図る機関で、教育推進機構併任教員、各学部教務委員長、各センター所長、事務職員等で構成される。全学共通科目の企画運営の管理部

門であり、全入学生に対して大学での学修における導入講義となる全学共通必修科目「大妻教養講座」の実施方針を策定。下部組織に、各学部からの代表教員で構成される「大妻教養講座運営分化会」を設け、当該科目の運営にあたる。

○英語教育研究所

英語学習に関する各種講座や英語全般に関する学習相談、英語検定試験受験支援等の他、全学共通必修科目の「英語 I A」について、習熟度別クラス編成による運営を行っている。

○キャリア教育センター

4年制大学を含めた大学全体のキャリアアップに関わる各種講座や学習相談、検定試験受験支援等の他、全学共通科目の「キャリア」区分に設置された科目の企画・運営を担当する。センターの組織として、センター専任教員、各学部併任教員、事務職員で構成される「キャリア教育センター企画実行委員会」を設け、「キャリア」区分科目の開講コマ数・担当教員、授業内容等の検討を行う。

○教職総合支援センター

4年制大学を含めた大学全体の教職課程、図書館学課程等の免許・資格取得に関わる授業、特別講座の運営や課程履修者の学習、受験相談等を行っている。キャリア教育センター同様、センター専任教員、各学部併任教員、事務職員で構成される「教職総合支援センター企画委員会」において、諸課程科目の運営等に関する検討を行う。

○総合情報センター（図書館、メディア教育開発グループ）

図書館では、教員が授業の課題等で指定した図書を取り揃え学生に提供（指定図書制度）する他、新入生を主な対象として図書館の利用方法を説明する「図書館見学ツアー」や、データベースの利用方法を案内する「データベース検索入門」等を行っている。個人向けだけでなく、ゼミ単位、クラス単位で、より専門的な参考図書の紹介や論文の探し方を解説するツアー等も実施している。

メディア教育開発グループは総合情報センターの事務部に属する部署で、全学的な教育系ファイルサーバ、情報処理関連教室、各教室の視聴覚機器の管理の他、授業における各種教材製作、他キャンパスとの遠隔授業支援を行っている。

○教育支援センター（教育支援グループ、資格支援グループ）

教育支援グループは、4年制大学を含めた大学の教務事務全般を運営し、各学部・学科、総合情報センター等の附属施設と連携しながら、時間割調整、教室配当、履修相談を行う。資格支援グループは、諸課程履修に関する事務全般を運営し、教職総合支援センター、各学部・専攻と連携しながら、諸課程関係ガイダンス、履修相談を行う。

上記部署が連携して行う支援の事例には、以下のようなものがある。

○履修ガイダンス

全学生に対し、年度初頭にクラス指導主任による履修指導を実施。それぞれの学年に応じて履修すべき科目、履修することが望ましい科目について指導を行い、体系的な学びができるよう支援している。履修に関する注意事項は、各学科と教育支援グループで共有し、学生個別の相談にも円滑に対応できるような体制を整えている。

○「大妻教養講座」の実施

全学部1年次生の必修科目である「大妻教養講座」は、今後の大学教育の導入と自校教育

を担う重要性から、全回で理解度等に関するアンケートを実施する他、全ての講義が終了した際にも全体を通じたアンケートを実施しており、アンケートの回収、集計には教育支援グループ職員と SA (Student Assistant) があたっている。

アンケート集計結果は、大学教育推進機構委員会を通じて教授会等で報告され、全学での共有が行われている。

○習熟度別クラス編成

全学部の 1 年次生を履修対象とした (全学共通科目) 「英語 I A」については、入学直後に共通英語テストを実施。学科・専攻ごとに 4 段階の習熟度別クラスを編成し授業を行っている。

共通英語テストが終了すると、その結果が直ちに英語教育研究所に送られ、英語教育研究所専任教員により、学生のクラス分けが行われる。クラス分けの結果を教育支援グループが履修登録データとして教務システムに登録し、各学生の個人時間割表に反映、学生は授業開始前に自分の受講クラスを把握することが可能となる。

また、授業開始後も必要に応じてクラス間の移動を可能とするため、学科・専攻ごとに同一曜日時限に配置できるよう、各学科と教育支援グループによって、予め時間割編成の段階で調整を行っている。

習熟度別クラス編成による授業を円滑に運営するため、全学共通英語科目の運営主体である英語教育研究所と、全学的な時間割調整及び履修登録作業を担当する教育支援グループ、さらには各学科間の連携・協力が必要不可欠なものとなっている。

○学生の欠席状況の共有

授業担当者はそれぞれの授業において、学内ポータルサイト UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) を使い、学生と相互に欠席状況を共有している。さらに欠席回数が多くそのままでは出席不足で単位取得が難しくなると予想される学生について、所定のリストを作成し、各キャンパスの教育支援グループへ提出する。教育支援グループでは直ちに当該学生のクラス指導主任へ情報を送付、それを受けてクラス指導主任が当該学生と連絡をとり、必要に応じて指導を行う。その結果は、教育支援グループを通じて授業担当者に伝達される。

全学的な学修支援体制について、『履修ガイド』『学生生活の手引き』等に記載の下記のとおり支援体制が組まれている。表に示した各学修支援体制では、支援の主体となる各部署において支援の方針・計画・実施について検討・運営する体制が整備されている。また、各部門において支援の方針・計画・実施について検討内容および実施結果は各学科・専攻会議、および委員会の議事要録、各センター等の事業概要報告に記されている。これらの議事要録や報告をふまえ、有効な支援の継続と問題点の改善を行い、各年度の支援活動を継続して行っている。

資料 本学の学修支援体制一覧

部署名	業務内容	備考
学生支援グループ	学籍（進級・卒業、休学・退学、復学・再入学、編入）に関する相談・諸手続きに関する支援等	
国際交流支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・長期海外留学・短期研修・紹介プログラムの企画・実施（説明会、選考業務、渡航準備ガイダンス、留学中の問合せ等対応、帰国アンケート、単位認定アシスト） ・国際センター所属留学生（交換留学生、招致留学生）の受け入れ/在籍管理（申請受付、ビザ取得アシスト、出迎え、受入オリエンテーション、日常生活アシスト、出校・在籍管理、各種情報提供、修了式、履修証明書作成・送付） ・国際センター開設「日本語・日本事情」科目の運営・実施 ・国際センター特別講座の実施（学内留学体験講座（英語）、異文化理解講座、国際協力・開発講座、留学準備講座、IELTS/TOEFL 支援、トビタテ！留学 JAPAN 申請支援、国際センター説明会） ・留学生との交流推進（留学生交流会、Oxford インターン学生との交流会） ・国内での言語や異文化体験の提供（NYU SPS 東京での大妻女子大学学生向け短期英語集中（国内留学体験）プログラム） ・海外留学・研修プログラム引率・海外出張のアレンジ ・危機管理オリエンテーション実施、学研災付帯海外留学保険付保、日本アイラック安心サポートデスク加入 ・正規留学生の在籍管理、日常生活サポート ・正規留学生学費減免・奨学金、外部奨学金の募集・採用・支給手続き事務 ・国際センターHPの管理・運用・情報提供 	<p>国際センターは、センターの運営業務に係る事項を検討するため、センター会議を置く。</p> <p>また、センターの運営方針その他の重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。</p> <p>国際センターは、センター会議およびセンター運営委員会において、支援の方針・計画・実施について検討、整備、運営を行っている。</p> <p>正規留学生学費減免・奨学金、外部奨学金の採用については特別審査委員会を置く。</p> <p>国際センターの事務部門、および特別審査委員会の庶務は学生支援センター国際交流支援グループであり、上記会議・委員会では教員と職員との協働体制が整っている。</p>
メディア教育開発グループ	<p>PC実習室、PC 教室の利用予約の受付、利用状況の管理 授業・自習の両面的利用の支援</p> <p>PC 教室の情報機器の操作説明、ソフトウェアの基本的な使用方法、学内情報ツールの利用方法などの技術的な支援（個別、クラス別）</p> <p>学内無線 LAN の接続支援（申請方法・設定作業）、PC 教室の情報機器、ソフトウェア、学内情報、ツールの利用方法に関する講習会の開催</p> <p>ヘルプデスクによる支援</p>	<p>総合情報センター規程</p> <p>総合情報センター運営委員会</p> <p>副学長をセンター長として事務部門が配置された教職協働体制が取られている</p>
図書館	<p>図書館利用についての説明（しおり等）</p> <p>レポートライティングサポート（レポート・論文作成の</p>	<p>総合情報センター図書館利用規程</p>

	ための文献検索、レポート作成指導) 学生からの図書購入依頼申請支援	総合情報センター規程 総合情報センター運営委員会 副学長をセンター長として 事務部門が配置された教職 協働体制が取られている。
英語教育研究所	全学生対象の英語学修支援 英語の検定試験対策講座の開講と検定試験の実施 英語強化Web学習の実施	全学共通科目の英語において、全学的支援体制をとっている。
学生相談センター 1 相談室 2 談話室	さまざまな心理的背景（学修困難、発達障害、学習動機の低下、適性・進路の迷い、社会不安など）により学業不振等となっている学生への相談・支援 安全・安心な学修環境整備としてのハラスメント相談・支援（学生用） カウンセラーが常駐し、ちょっとした休憩やくつろぎ、食事場所、仲間作り、カウンセラーを交えた気軽なおしゃべり等、学生の居場所としている。	学生相談センター会議 学生相談センター企画委員会 学生相談センター運営委員会において、支援方針・計画・実施について検討、整備、運営を行っている。 副学長をセンター長として 事務部門が配置された教職 協働体制が取られている

学生の学修支援の方針と全学的・組織的な枠組みは、教員組織としての各種委員会において検討され、学部教授会の審議を経て決定されている。また、事務組織としては各センター・グループにおいて検討され、常任理事会、大学運営会議等で決定され実施されている。その全学的な支援方針と枠組みに従って、以下の具体的な支援を担っている。

①学科・専攻をベースとした専任教員を中心とした学修支援

日々の学生の様子の変化から、成績不振、意欲の低下、経済的な困難など、さまざまな問題にきめ細かく対応・支援できる体制になっており、中途退学を予防し、休学者や留年者への丁寧な対応がとられる体制になっている。

②事務部門の学修支援各窓口

各部門に応じて、学修を円滑に進めるために必要な情報、手続き、講座、プログラムなどが提供され、職員が相談・支援を行っている。個々の学生は、自分の学修や生活状況に合わせて、各窓口での相談・支援を受けることのできる体制になっている。

中途退学者、休学者及び留年者への対応策は、年度終了後(翌年4月)に、過年度の退学者の動向を表整理し、理由別・入試区分別に率等を算出している。また、過去3年間の数字と合わせ、動向を注視している。休学者及び留年者の実績数は、休学者数を基に、その後の移行結果(留年、退学、休学等)のデータを集計している。このデータは学生委員会で資料として示された後、各学部教授会において情報共有されている。

学生の身分異動の手続きは、学生本人が異動届を記載後、クラス指導主任に説明の上、了承印をもらうことが基本となっている。この点において、まず日頃から履修・出席状況や学生生活等の行動面等で学生と接しているクラス指導主任としての役割が大きく、きめ細

かい指導につながっている。休学をする場合の相談や指導、退学となる場合においてもそこに至るまでの経緯確認や相談等を受けている。

学生の身分異動は学生委員会で審議となるが、委員会の場ではより細かな退学・休学等の理由を説明し情報共有される。各学部の学生委員は、その詳細理由等をベースに教授会で報告することになる。ただし、教授会の場では簡潔な理由の説明に留まる。より詳細な理由等は学生委員に蓄積され、個人特定はしないものの、各学科・専攻会議等で学科・専攻内の学生の動向など注釈を付した形で情報共有される。

退学率等の平成 30 年度データの結果としては、短期大学部で 2.6%となっており、他大学の動向を見ても、決して高い数字とはなっていない。

以上、本学の短期大学部生の学修支援体制は現状確認により、教員と職員が連携・協働して行う支援を組み合わせた支援により、相互補完的な支援体制が整備され運用されていると言える。

これらの支援の結果は、各組織において報告共有され次の支援に活かされている。特に、全学的な教学関連の各種委員会においては、有効であった支援内容の継続と蓄積、問題点の改善が検討され次年度に向けた全学的な方針と枠組みが構築されている。このような支援の立案・実施・検証のサイクルをふまえたうえで、各組織の支援が有機的に連携した大学全体としての学修支援が継続されている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

家政科では助手が実験系授業の補佐を行っている。その他の科目については、「大妻女子大学ティーチング・アシスタント実施要領」(平成 14 年 4 月 1 日制定)に基づき、平成 30 年度は情報処理系授業：17 科目、被服実習系：3 科目でティーチング・アシスタントを配置した。

また TA の他、大妻教養講座をはじめ受講者数の多い科目では、必要に応じて SA (Student Assistant) を配置し、円滑な授業進行を図った。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制の改善・向上方策として以下の点があげられる。

＜学修支援の諸施策の連携・協働の推進＞

休学・留年・退学・成績不振の学生への対応は重要であることから、学科・専攻等の教員組織と教育支援グループ、学生支援グループ、学生相談センター、その他のセンター等の事務組織が、各委員会をとおして双方のより緊密な連携について、具体的な対応策等を進めること、その体制づくりを図ることが重要である。

障害のある学生への合理的な配慮のための全学的な体制の整備については、対応規程の制定やそれに即した組織の整備に向けて学内手続きを進める。

国際交流支援グループでは、これまで学生間の相互協力や相互支援を得られる仕組みの構築に対し、取組みが弱く、また異文化理解の向上を目的とした事業の拡大の必要性を感じており、それに向けて体制づくりを進めている。また、英語教育研究所では英語能力の伸長を目的とした、Web学習「スーパー英語 Academic Express 3」の導入を完遂したが、そのフォ

ローや利用状況を注視しつつ、目的遂行のために対応を進めている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

「大妻女子大学ティーチング・アシスタント等の配置に関する運用細則」（平成20年2月8日制定）により、受講者数が25名に満たない科目のTA経費は、学院予算からの支出は行われず、配置を取りやめるか学部等からの支出に切り替えて配置することとなる。

この場合、受講学生が単一学科であれば予算切り替えは簡単に行われるが、受講者が複数の学部・学科にまたがる科目については、TA配置継続について学科間で意見が異なる状況も生じていることから、予算按分の方法など共通ルールが必要と考えられる。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では学生の社会的・職業的自立につながる基礎的素養と実践的能力の修得を全面的に支援するためキャリア教育センターを設置している。同センターには専任教員、併任教員を配し、事務部門の就職支援センターと連携して、正課内はもちろんのこと、正課外でも、本学独自の講座「大妻マネジメントアカデミー」を設ける等、多様なキャリア教育を推進することにより、学生のキャリアアップを促し、結果として実際の就職につながる成果をあげている。なお、同センターにはキャリア教育センター所長（副学長）、センター専任教員、就職支援センター及び教育支援センター職員等からなるキャリア教育センター企画実行委員会、同運営委員会が組織され、教員・職員が協働して全学の就職支援に関する案件について協議する場を設けている。

また、上記とは別に、短期大学部生に特化した進路指導・支援のために、短期大学部長、各学科長、各専攻主任及び就職支援センター職員を構成員とする短期大学部進路推進委員会を設置している。

このような体制の下、キャリア教育センターと就職支援センターが連携して取り組む学生に対するキャリア・就職支援としては主に、①キャリア教育科目の開設 ②正課外科目「大妻マネジメントプログラム（OMA）」の実施 ③インターンシップの実施 ④就職・キャリア支援講座の実施を挙げることができる。

①は、初年次からのキャリア教育の充実を図ることを目的に行われており、「汎用的能力」育成を重視した科目配置を行っている。平成23年度より、同一科目の内容の共通化（全学共通化）を図っている。現在は「キャリアデザインⅠ」のみの開設にとどまっているものの、短大生のキャリア教育科目へのニーズは高く、217人の学生が受講した。また、次年度に向けて、社会人基礎力を高め、就職率をさらに向上させるために、現在は大学のみで開講されているアクティブ・ラーニング要素を多く含む「キャリア・ディベロップメント・プログラ

ム(CDP)Ⅰ」と企業・産業界の理解を目標とした「キャリアデザインⅡ」の短大開講も検討しており、これらの科目を通して、引き続き学生の就業意識の醸成を図り、職業選択の幅を広げられるようにしていく。

なお、キャリア教育科目の推進役として、平成31年度には短大のキャリア科目を中心に担当する常勤特任教員を雇用する予定である。

②は、産業構造や社会構造の変化に対応し、ビジネス社会、地域社会、家庭で活躍していく女性のために、従来の学部等での授業と並行して、全学部の学生、卒業生を対象に「大妻マネジメントアカデミー(OMA)」という正課外の講座を開講している。本講座は、卒業生をはじめとする社会人女性も対象としており、社会の第一線で活躍する社会人と切磋琢磨することが可能である。これらの講座は、学生の就職先拡大を目的として年度ごとにプログラムを改編している。

平成30年度は、「リテラシー&リメディアルプログラム」「営業人材養成プログラム」「観光人材養成プログラム」「選抜強化プログラム」に再編し、学生のニーズ、レベルに合わせた受講を可能とした。結果、全33講座、431科目、両キャンパス合わせて622回の授業を開講し、延べ受講者は15,011名(大学含む)であった。さらに、スマートフォンをベースとしたeラーニングの新コンテンツの追加、ホームページのセキュリティの強化を実施し、IT化する学生に対応した教育プログラムを提供した。

次年度は、ビジネスに不可欠な能力であり、学内外の他のカリキュラムでは学ぶことができない「営業能力」と「クリエイティブ能力」、これらを含めすべての基礎となる「ビジネス基礎能力」を養成する3つのプログラムに再編し受講の成果を可視化できるよう、このうち40の講座では資格や履修証明書の取得をめざすことを可能としている。

③は、正課内外ともに多くの学生が参加するため、受け入れ先の開拓・維持を進め、本学学生のインターンシップへの参加を推進し、学生が主体性を持って職業観を養えるように努めている。平成30年度は合計29団体・企業に、53名の学生が参加した。また、全学生を対象に、インターンシップ事前ガイダンス、インターンシップマナーガイダンス、インターンシップエントリーシート・面接対策講座を各複数回実施し、参加する意義、心構え、ビジネスマナー等を実習前に備えさせている。

④は、就職支援センターでは学生相談窓口、専任職員15名とキャリアカウンセラー1名を配置し、就職・進学に対する相談に応じており、窓口相談者数延べ11,593名(大学含む)、履歴書・エントリーシート専用窓口の活用が313名となっている。また、ハローワークとも連携し、面接を中心とした指導を行っていると共に、学生専用の就職情報サイト「求人検索NAVI」(<https://www2.kyujin-navi.com>)を設け、常時、求人票・インターンシップの検索、内定報告書の閲覧、ガイダンス・講座等の情報の確認やキャリアカウンセラーによる履歴書等の添削予約ができるよう配慮している。

ガイダンスはプログラムの多さだけでなく、過去の採用試験を研究・分析した本学独自のプログラムが質・量ともに充実しており、就職活動年次生には、「就職基礎講座」と題し、自己分析から面接対策まで、基礎から実践に向けた支援を実施。計10回のシリーズ、同じ内容を週5日実施し、延べ2,125名の学生が受講した。体調不良等で受講できなかった学生には、当日の講座DVDの貸し出しをおこなうことで、より多くの学生の理解を深める体制を整えている。また、低学年向け、全学生を対象とした講座・ガイダンスの充実が特徴で、企

業と連携した「業界研究講座」では、16 業界、延べ 526 名の学生が参加。「OG 懇談会」では、108 名の学生が参加。企業名だけでなく、職種や勤続年数も考慮し来校する企業や卒業生を選出することで、いわゆる一般職からの脱却を図るなど、多様な業種・職種に触れさせている。その他、公務員試験対策講座、SPI 対策講座、履歴書作成講座、秘書検定対策講座など、各就職試験対策講座の全学生向けに実施、さらに、臨機応変に学内就職説明会や面接対策を実施している。

特に短期大学部生に対しては、自己分析、学修成果の可視化のため、PROG テストを全学年で実施。さらに、多様な卒業生に来校してもらう「先輩からのアドバイス」および人事担当者との卒業生パネルディスカッションを実施するなど、早期から自身の進路を描く機会を設けている。

また、国際センター、学生相談センターと情報を共有し、留学生については、就職活動の簡易マニュアルを作成。障がいを抱える学生に対しては、学生相談センターに加えハローワークとも連携し、就職未決定者に対しての支援体制を整えている。

これらに加えて、社会に出るための心構えとして、就職活動年次生、内定者向けにそれぞれ「マナーガイダンス」を実施。また、「U・I ターン就職ガイダンス」「一人暮らしのための就職ガイダンス」「保護者向け就職ガイダンス」を実施することで、学生の自立に関する支援体制を強化している。

学生の就職状況については、就職支援センターで毎月の就職内定状況を調査・分析し、その結果をキャリア教育センター企画実行委員会で報告しており、翌年度の講座・ガイダンスなどに活用している他、教授会でも報告され、教員の学生に対する就職指導や各種講座への参加促進にも利用している。なお、毎年度、産業分類別就職者数、学科・専攻別就職状況等、就職に関する詳細なデータを収録した冊子、「就職統計」を作成・配布し、就職状況に関わる情報を広く学内で共有している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

変化の激しい今日にあって教育の質を保証するという観点から、キャリア教育科目は、授業担当者からのフィードバックを得つつ引き続き FD 活動として授業内容、授業方法及び使用資料の改善を行っていく。

また、キャリア教育科目について、PDCA のマネジメントサイクルをより効果的なものにするために、キャリア教育科目の教育効果の可視化と教育内容の充実を図っていく。

さらに、社会の変化に柔軟に対応できる「キャリア・デベロップメント・プログラム (CDP) I」のより一層の充実を図るため、授業担当者間の教育方法の引継ぎの円滑化などを実行する軸を構築し継続的な発展をめざす。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では在学中の学修および学生生活を、より良く継続してくための学生支援を、多岐にわたって設けており、各部署の役割分担によって提供されている。主な業務内容は資料 2-4-1 が示すとおりである。これらの内容を学生に周知するために学生支援グループでは各窓口や施設設備の紹介等を記載した『学生生活の手引き』を毎年全学生に配付している。

学生生活において、学生は経済、健康、友人関係、進路等の問題など広範囲にわたる課題を抱えており、これらの課題を抱える学生への援助・助言・指導を行う厚生補導活動が肝要であることは言うまでもなく、近年では本学でも対人関係や大学生活への不適応といった悩みを抱える者が増加傾向にあることから、これらへの対応も不可欠であると考えられる。

また、SNS にまつわるトラブル、ブラックアルバイトなど時代を反映した新たな問題も出現しており、学生を支える多様な支援が必要となっている。これらの状況を背景に、本学では学生の厚生補導を行うために各種委員会を整備し、学生の奨学支援に関する事項、健康管理に関する事項、施設の管理運営に関する事項、学生生活・活動に関する事項、その他学生の厚生補導に関する各事項について組織的に対応している。

資料 2-4-1 学生サービス組織と主な業務内容

学生サービスの組織	主な内容業務内容
学生支援グループ	学籍管理、身上記録の管理、証明書等発行、学生証、学生生活相談・指導、課外活動支援、ボランティア、学割・通学証明書、学生教育研究災害傷害保険、アルバイト情報、表彰・懲戒、健康管理、遺失物・拾得物、奨学金、学費延納・分納手続、学生の福利厚生、学寮、その他学生生活支援等
国際交流支援グループ	長期海外留学・短期研修・紹介プログラムの企画・実施、国際センター所属留学生（交換留学生、招致留学生）の受入れ/在籍管理、国際センター特別講座の実施、留学生との交流推進、国内での言語や異文化体験の提供、危機管理オリエンテーション実施等、正規留学生の在籍管理・日常生活サポート、正規留学生向け学費減免・奨学金等の募集・採用・支給手続き、国際センターHPによる情報提供
学生相談センター	学生相談室および談話室の運営、カウンセリング業務等
健康センター	心身の健康保持と増進に関すること、保健指導、健康相談、応急処置、医療機関への紹介等
キャリア支援グループ	キャリア形成支援、職業教育プログラム企画、インターンシップ制度企画、就職活動相談・支援、求人・企業開拓、就職情報の収集・統計等
教育支援グループ	教育課程全般の教務、休講情報、学則に関すること、年間予定表等
メディア教育開発グループ	語学教室の維持管理、パソコン自習室の維持管理、実験・実習室およびプレゼンテーション用素材制作の機器貸出および学生指導、補完教育の実施・運営等

学生委員会

各学科・専攻から選出された学生委員によって構成される委員会である。その中で学部
に1名の委員長が置かれ輪番により議長を務めている。学生に関わる各種の活動報告、諸課題
の解決や支援策の検討にあたっている。委員会は、報告事項、審議した事項を学部の教授会
において教員全体に周知し、情報共有を行い、大学全体として学生への支援全般に対し関
わりを保持し、学生に指導助言を行う基礎情報となっている。

学生支援グループは、学生委員会の開催において事務部門として各委員長との調整等を行
い、運営に関わり陪席することにより情報共有が図られている。

学生支援グループ

学生支援グループが主として学生生活全般にわたり、直接的に学生への対応をおこなっ
ている。諸問題の解決や情報共有が必要な案件においては、必要に応じて学内の事務関係部
署等に連絡を行い、連携して諸課題解決のための支援および改善に務めている。

学生生活全般を支援している部門であり、詳細は次のとおりである。学籍管理、身上記録
の管理、証明書等発行、学生証、学生生活相談・指導、課外活動支援、ボランティア、学割・
通学証明書、学生教育研究災害傷害保険、アルバイト情報、表彰・懲戒、健康管理、遺失物・
拾得物、奨学金、学費延納・分納手続、学生の福利厚生、学寮、その他学生生活支援等支
援全般の基本となる学生への取り扱いのお知らせや規則等については、『学生生活の手引き』
にまとめられたっており、全学生に毎年配付することで徹底している。

国際センター・国際交流支援グループ

国際センターは、本学における国際交流推進の中核としての機能を果たすことを目的とし
た組織として、学生の海外での学修支援、国内での異文化体験支援、留学生の生活支援な
どの業務を通じて、学生生活の安定のための支援を行っている。

学生生活の支援におけるグローバル化への対応窓口として、国際交流支援グループが配
置されている。主な業務は、次のとおりである。①本学学生の留学への送り出し ②外国人留
学生の受け入れ ③留学生の送り出し、受け入れに必要な教育・学習 ④その危機管理対策
⑤受け入れ留学生と本学学生との交流促進となっている。

留学への送り出しについての支援としては、留学事前・事後の学習として異文化理解講座、
学内留学体験講座等を解説している。帰国後に留学の成果を生かしキャリア形成につなげる
ための特別講座や、プレゼンテーション能力の養成を目的としたスピーチコンテストを開催
している。危機管理に関する学習プログラムとして「危機管理オリエンテーション」などを
開設するとともに、日常的な危機管理体制を維持・運用している。

外国人留学生の受け入れについては、「読解」「聴解」「文章表現」「口頭表現」
「総合」「日本語能力試験対策」などの日本語教育プログラムを開催している。また、日本
文化に関する学習の一環として、「映画から見る日本文化」「日本の漫画とその文化」「日本
語と日本の文化」「日本の文学（近・現代）」「日本の家政学」などの講座を開設し、学内・
外の様々な施設を訪問する他、各種イベントに参加するプログラムも用意されている。本学
で学ぶ留学生のための、奨学金や学生納付金減免手続きを行っている。

<各種留学プログラムを以下のとおり用意している。>

- a. 短期研修 … 夏季休業期間や春季休業期間を利用して実施される1ヵ月前後の研修
で、アメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、台湾、韓国、イギリス、ドイツ、フ

ランス、イタリアなどの大学キャンパス内での語学研修や文化体験を主目的としたプログラムである。滞在方法も大学の寮やホームステイなどから選ぶことができる。1学期間や1年間といった長期留学への参加が難しい学生や長期留学の事前準備として参加するケースも多く見られる。留学後、必要な手続きを行うことで卒業要件の単位に認定される。

- b. 長期留学・交換留学・・・本学が協定を結ぶ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、台湾、韓国などの大学に、1学期間または1年間留学するプログラムで、留学期間中に所定のレベルに到達すると現地の学生とともに大学の正規科目を受講できる場合がある。この長期留学では留学期間中の学納金は免除され（留学先の学費は納入）、教育充実費のみ納入することになる。また、交換留学では留学期間中の学納金を本学に納入するが、交換留学先の学納金は免除となる。協定校への長期留学・交換留学では、留学期間は在学年数として認められ、留学先で得た単位を本学の単位として認定する制度がある。卒業までに必要な単位を取得すれば、通常の修業年限での卒業が可能となる。

その他に、c. 海外ボランティア d. ACEJ 短期語学研修 e. ウェスタン・シドニー大学英語＋キャンピクルートレーニングプログラム研修等を用意している。留学希望等の学生へのニーズに対応し支援を行うとともに、要望や意見に添えるよう適宜改善を図っている。

また、正規留学生への経済面での援助としては、私費外国人留学生の学生納付金減免制度と私費外国人留学生奨学金制度を有する。私費外国人留学生に対しては、入学時に入学金50%、授業料50%、教育充実費50%を1年間減免する「学生納付金減免制度」を設けている。また、2年目以降は別途「奨学金給与規程」に基づき給与額は、前年度のGPAにより留学生を上位1ランクから下位4ランクに区分し、それぞれ年額450,000円、400,000円、300,000円、200,000円給与している。

学生相談センター

厚生補導活動のうち、学生生活に関する事項の支援のため「学生が当面する諸問題に関する相談に応じ、充実した学生生活と人間的な成長促進の援助を目的とする」学生相談センターを置いている。

センター内には、カウンセラーが配置され、相談室と談話室に分けられている。相談室は個人相談、心理テスト、グループカウンセリング、精神科医師による相談等を行っている。談話室においては、開室時間内なら、いつでも誰でも自由に入退室できる部屋として設置され、こちらにもカウンセラーが常駐し、ちょっとした休憩やくつろぎ、食事場所、仲間作り、カウンセラーを交えた気軽なおしゃべり等、学生の居場所として活用されている。センター利用への告知と促しは、リーフレットを作成して配付することにより認知度を高めている。

学生の相談を受けるのは専門のカウンセラーであり、寄せられた相談等については、同センター長を介して同センターの業務および運営を管理する学生相談センター企画委員会、学生相談センター運営委員会に報告された後に、教授会にも報告され、大学全体で学生の抱える課題の理解と情報共有に供しているとともに、類似の悩みを抱える学生の援助・指導・助言に役立っている。

また、学生の抱える課題が当該学生固有の課題に留まらず、制度や関係教職員に関わる、あるいは起因する課題であった場合は、学生相談センターは学生支援グループと連携して、

該当諸課題の解消および新たな支援施策の提案に繋げており、これらのことから学生の厚生補導に資する組織の設置と機能が担保されていると言える。

学生相談センターの中には、障害学生支援室の設置を進めている。また、その運用を目的とした規程の制定を目指している。

健康センター

心身の健康は、有意義な学生生活の基本との考えから、学生の心身の健康保持および増進、疾病の予防や早期発見に努め、充実した学生生活が送れるよう援助・支援することを目的に設置されている。各キャンパスに保健師・看護師が常駐し、応急処置、健康相談、保健指導、医療機関への紹介などを実施している。また、学生時代における、食事、運動等の生活習慣は、将来の生活習慣病の発生に大きく影響する観点から、日ごろの健康づくりに努めるための啓発活動も行っている。本学学生に対する健康管理の方針を審議するために保健管理委員会を置いている。この委員会は全学的に組織され、健康計画および健康診断の実施方針に関すること、健康センターの施設設備に関する重要事項の審議、その他保健管理に関する必要事項を審議するため、保健管理委員会規程により運営されている。

上記のとおり、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させられるように、大学組織・教員組織・事務組織が連携して適切な支援を行っている。

学生に対する経済的な支援

経済的な支援策としての本学独自の奨学金制度には大妻女子大学育英奨学金（給与）、学校法人大妻学院特別育英奨学金（給与）、一般財団法人 大妻コタカ記念会育英奨学金（給与）、大妻女子大学大学院奨学金（貸与）などがあり、奨学金によって応募条件に差を設け、適宜二次募集を行うことにより、より多くの学生に応募の機会が与えられるよう配慮している。募集にあたっては、『学生生活の手引き』や学内掲示等により広く周知した上で、各奨学生選考委員会において審議し採用者を決めている。

なお、日本学生支援機構の奨学金（平成30年度【短大】第一105名（内新規61名）、第二種173名（内新規93名））や各地方公共団体や民間団体（公益法人含む）の奨学金（平成30年度【短大】2名）についても、情報提供や手続き等の支援を積極的に行っている。

また、学費納入が困難な場合には学費延納制度があり、学費延納願を提出することにより納入期日を一定期間延ばすことができる。納入計画を立てるにあたり、学生支援グループが相談にのり、状況に応じて支援できる環境を整えている。

資料 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（平成30年度実績）

① 学外奨学金

一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金・株式会社大妻フーズ育英奨学金・学校法人大妻学院石間奨学金（給与）奨学生数

学部名等				人数			
				一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金	株式会社大妻フーズ育英奨学金 ※募集なし	学校法人大妻学院石間奨学金	
大学院	人間文化研究科	人間生活科学専攻	博士後期課程			-	
		言語文化学専攻				-	
		人間生活科学専攻	修士課程			-	
		言語文化学専攻				-	
		現代社会研究専攻				-	
		臨床心理学専攻				-	
	大学院合計				0		-
大学	家政学部	被服学科		1			
		食物学科	食物学専攻	1			
			管理栄養士専攻				
		児童学科	児童学専攻				
			児童教育専攻	1			
		ライフデザイン学科					
	文学部	日本文学科			2		
		英文学科			1		
		コミュニケーション文化学科					
	社会情報学部	社会情報学科	社会生活情報学専攻				
			環境情報学専攻				
			情報デザイン専攻				
	人間関係学部	人間関係学科	社会学専攻		1		
			社会・臨床心理学専攻		2		1
		人間福祉学科					
		人間福祉学科	人間福祉学専攻				
		介護福祉学専攻					
比較文化学部	比較文化学科			1			
大学合計				10		1	
短大	家政科	家政専攻					
		生活総合ビジネス専攻					
		食物栄養専攻					
	国文科						
英文科							
短大合計				0		0	
総計				10		1	

※一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金・株式会社大妻フーズ育英奨学金・学校法人大妻学院石間奨学金（給与）概要

奨学金種類	募集対象	採用基準	給与月額	給与期間	他の奨学金との併用	申込における特記事項	募集時期等
一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金	大学院 大 学 短 大	成績 困難度	20,000円	1年間	他の奨学金の給与は不可	外国人留学生を除く	指定期間に応募書類を各キャンパスの学生支援グループに提出のこと 出願期間6/13(木)～6/26(火)
株式会社大妻フーズ育英奨学金	大学院 大 学 短 大	成績他	20,000円	1年間	可	将来豊かな食生活と食文化に積極的に寄与しようとする学生	指定期間に応募書類を各キャンパスの学生支援グループに提出のこと ※平成30年度募集なし 記載内容は平成28年度実績
学校法人大妻学院石間奨学金	大 学 短 大	成績 困難度	年額400,000円	当該年度1回	一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金との併用不可	卒業見込資格を取得した最終学年の者 外国人留学生を除く	指定期間に応募書類を各キャンパスの学生支援グループに提出のこと 出願期間12/20(木)～1/18(金)

②学内奨学金

大妻女子大学育英奨学金・学校法人大妻学院特別育英奨学金（給与）奨学生数

学部名等				人数		
				大妻女子大学 育英奨学金		学校法人大妻学院 特別育英奨学金
				自宅	自宅外	
大学院	人間文化研究科	人間生活科学専攻	博士後期課程			
		言語文化専攻				
		人間生活科学専攻	修士課程	1		
		言語文化専攻			1	1
		現代社会研究専攻				
		臨床心理学専攻		2	1	
大学院合計			3	2	1	
大 学	家政学部	被服学科			4	
		食物学科	食物学専攻	2	1	
			管理栄養士専攻	2	1	
		児童学科	児童学専攻		1	
			児童教育専攻			
	ライフデザイン学科			2		
	文学部	日本文学科		5		
		英文学科		4		
		コミュニケーション文化学科	2	3		
	社会情報学部	社会情報学科	社会生活情報学専攻		4	
			環境情報学専攻	2	2	
			情報デザイン専攻	2	5	
	人間関係学部	人間関係学科	社会学専攻	5	4	
			社会・臨床心理学専攻	1	1	
		人間福祉学科				
		人間福祉学科	人間福祉学専攻		3	
	比較文化学部	比較文化学科	介護福祉学専攻	1	1	
		大学合計			17	50
		短大	家政科	家政専攻		
生活総合ビジネス専攻				2		
食物栄養専攻				2		
国文科						
英文科						
短大合計			0	4		
総計			22	55		

※大妻女子大学育英奨学金・学校法人大妻学院特別育英奨学金（給与）概要

奨学金種別	募集対象		採用基準	給与月額	給与期間	他の奨学金との併用	申込における特記事項	募集時期等
大妻女子大学 育英奨学金	大学院口	博士 修士	成績 困難度	<博士> 自 宅：30,000円 自宅外：30,000円 <修士> 自 宅：20,000円 自宅外：30,000円	1年間	学校法人大妻学院特別育英奨学金および一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金との併用不可	外国人留学生を除く 内示数に達しない場合は再募集	指定期間に応募書類を各キャンパスの学生支援グループに提出のこと 出願期間4/4(木)～20(金) 二次募集出願期間 9/18(火)～10/2(火)
		大学口	大学 短大	成績 困難度			20,000円	入学後主たる家計支持者が死亡もしくは長期療養などにより学費の支弁が困難になった者 外国人留学生を除く 内示数に達しない場合は、出願資格を緩和し再募集
学校法人大妻学院 特別育英奨学金	大学院 大 学 短 大	成績 困難度	20,000円	1年間	大妻女子大学育英奨学金および一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金との併用不可	外国人留学生を除く	指定期間に応募書類を各キャンパスの学生支援グループに提出のこと 出願期間5/7(月)～6/6(水)	

② 学費減免制度概要

名称	募集時期	募集対象	採用基準	減免額	減免期間	他の奨学金との併用	申込における特記事項
大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部災害罹災等学生に対する学生納付金減免	罹災時期による	大学院 大 学 短大	困難度	年間授業料の30%が限度	当該年度限り	可 ただし、他の事由により授業料減免又は給付額の奨学金を受けられない学生は不可	原則として日本学生支援機構奨学金に 出願しない学生は申請不可 原則、事由発生より1年以内であるが、 例外あり 罹災時期によっては卒業年次生不可 ※平成30年度募集なし

資料 平成 30 年度災害罹災学生に対する学生納付金減免者数※短大

1 年間の学費等納入金全額免除	0 名
1 年間の授業料及び教育充実費をそれぞれ半額免	0 名
1 年間の授業料 30%免除	0 名

課外活動団体への支援

学生の課外活動への支援については、平成 30 年度公認団体として体育部連絡協議会所属 16 団体、文化部連絡協議会所属 38 団体の合計 54 団体に対し、活動経費や大会等への遠征費、備品・消耗品等の購入代金の一部を課外活動助成金として補助し、支援を行っている。本学では、体育部連絡協議会および文化部連絡協議会所属の団体に対し、校友会および千鳥会(学生の父母またはこれに代わる者、並びに教職員を会員とした組織)から助成する形をとっている。

学生とのやり取りについては、学生支援グループが窓口となり、手引きに記載されている「公認課外活動団体のルール」および「公認課外活動団体施設使用申し合わせ事項」により、学生及び団体等への告知や決まり事等を徹底し、ルールの中で活動団体への支援を的確に行っている。ルールに沿わない場合は、事務処理等の遂行が中断されることを意味するが、この点についても、対応学生への説明や指導、時には話し合いにより、学生の認識のズレや不満を修正しながら、双方了承の上で進めている。「学生のための支援」を意識した対応を念頭におきながらも、時に指導等の要素を十分にふくんでおり、双方の信頼構築がなされている。

助成金の支給、部室の貸与、構内施設・設備の貸出し等を含めて、課外活動に対し総合的な支援がなされている。学生の課外活動団体への加入の促進については、『課外活動のすすめ』という冊子を作成し、公認団体の一覧や、活動状況を紹介することで、積極的な加入案内を進めている。

資料 校友会（全学生が加入し自主的な運営による課外活動を行う組織として、各キャンパスで組織されている）

- ・校友会は、本学学生全員をもって組織し、会員相互の親睦を図ることにより、正規の教科課程のほかに学生の自主的な運営によって諸種の課外活動を行い、人間形成の場としての本学の教育目的を達成するために大きな役割を果たしている。
- ・校友会は前期、後期にそれぞれ総会を開き、役員を選出、行事活動の企画審議や予算、決算の報告などを行う。そのほか、新入生歓迎会、卒業生への記念品贈答、リーダーズ・キャンプの運営、大学祭・多摩祭を主催する。（出典 学生生活の手引き）

学生自治活動の重要性に鑑み、学生委員会（教員部門）及び学生支援グループ（事務部門）が、学生の自主的な活動が継続的に円滑に行われるよう、校友会総会の開催支援、リーダー育成支援、ボランティア推進支援など必要な協力・支援を行っている。

- ①校友会総会の開催：キャンパスごとに前期と後期の年 2 回総会が開催され、予算・決算、各種委員による活動計画の報告や講演会等が行われている。その活動全体を学生委員会及び学生支援グループでサポートしている。例えば講演会は、学生の自立に役立つものとなっており、学生支援グループによる情報提供やアドバイスにより企画されている。
- ②リーダー育成支援：リーダーとして他の学生をリードしていくにはどうすべきかを考える場として、毎年、校友会役員や文化祭・体育祭（スポーツフェスティバル）実行委員など

を対象に、1 day 研修会「リーダーズ・キャンプ」を実施している。研修当日は研修実施者(委託)による少人数によるグループワークを行う等、リーダーシップ精神の育成に関するワークを行っている。また、開始冒頭には学長からの挨拶を皮切りに、その後リーダーとしての経験をお持ちの著名人による講演を行い、午後に行われる研修の一助としている。その開催にあたっては、千鳥会(父母会)からの助成金を受けている。

③文化祭・スポーツフェスティバルの開催：文化祭及びスポーツフェスティバルは、学友会が主催し、各キャンパスの実行委員会が、学生支援グループによるサポートのもとで、企画・立案・運営する学園行事となっている。文化祭では、課外活動団体をはじめとしてクラス単位・ゼミ単位等による自主的参加があるので、課外活動顧問教員・クラス指導教員・ゼミ指導教員等による支援も不可欠である。スポーツフェスティバルも、運動不足を解消し学科や学年を越えての友人をつくる絶好の機会であり、体育指導教員との連携のもとで進めており、当日は毎年多くの教員が参加し声援を送っている。この2つの行事には、千鳥会と学友会から助成金が提供されている。

④クラブ・同好会等の課外活動団体として、体育系 16 団体、文化系 38 団体が活動している(平成 30 年度)。

各団体の活動にあたっては、専任教員が顧問をつとめ学生への指導助言を行うと共に、学生委員会及び学生支援グループが全体的な支援を行っている。各団体には、学友会からの助成金と共に千鳥会からも助成金を提供し、活動が円滑に行われるよう支援をしている。学友会をはじめ課外活動団体に対し、それぞれ学友会活動室、部室を提供している。

資料 課外活動団体に対する助成金

助成金の種類	大妻女子大学千鳥会課外活動助成金 例年6月に行われる千鳥会(父母と教職員の会)総会において、当年度千鳥会予算を承認のうえ、給付される助成金です。	学友会課外活動助成金 例年5月に行われる各キャンパスの学友会総会において、当年度学友会予算を承認のうえ、給付される助成金です。
対象団体	<p style="text-align: center;">↓</p> 所定の期日までに当年度の「団体継続願」を学生担当部署へ提出してください。 (正式団体として承認された団体で、部費を集めていることが条件になります。) 後期学友会総会で設立を承認された団体は、当年度の助成金は給付されません。	
手続について	助成金給付のための説明会や手続についての詳細は、掲示でお知らせします。必ず掲示で確認をしてください。	
支出報告書提出の義務	助成金を給付された団体は、助成金をどのように使用したかを報告する義務があります。この報告書を「支出報告書」といい、千鳥会・学友会それぞれに提出しなければなりません。支出報告書には、領収書を添付しなければなりません。助成金を使用した際の領収書はなくさないように大切に保管しておいてください。 詳細については説明会でお知らせしますので、必ず出席してください。	
注意事項	助成金は、原則として銀行口座への振り込みになります。口座名義は会計担当者の氏名を入れて作成し、通帳へも記載してください。また、会計担当者が変更になった場合は速やかに口座を変更してください。	

(出典 学生生活の手引き)

上記のとおり、学生のクラブ活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるように、大

学組織・教員組織・事務組織が連携して適切な支援を行っている。

学生寮に対する需要は特に女子大学では強く、個室（253 室）、個室付シェアルーム（96 室）および個室付 6 人用ワイドシェアルーム（6 室）の大妻加賀寮（平成 27 年度改築完了）が設置されており、遠隔地からの学生に対して、希望者には入寮できるよう設備環境等を整えている。日常生活についても学生支援センターがサポートしているため、初めて一人暮らしをする学生の不安も軽減することができている。最初から学生マンション等への入居を希望する学生や学生寮に入れなかった場合の学生に対しては、株式会社大妻サポート（学院が 100%出資）が適切な物件を紹介するサービスを提供している。

寮内の設備は充実しており、生活面では冷蔵庫、コインランドリー、大浴場の他簡易シャワールーム、個人用集合メールボックス、多数のラウンジ、共用オープンキッチンスペースおよび機材等が完備されている。その他に修学に関係する学習室（洋裁・和裁）、音楽室（ピアノ）、やトレニングルームおよび機材、ライブラリー、会議室、多目的室、レクリエーションルーム（カラオケ設備）、和室（茶室）等が完備されており、寮生活における学習面の支援の他、仲間づくりの機会（ソフト面）と居場所の提供（ハード面）がかみ合った環境が提供され、充実した学生生活の支援の一助を担っている。

上記のとおり、奨学金制度、学費減免制度、あるいは学生寮の提供等により、学生に対する経済面の援助が適切に行われている。

学生が安心してアルバイトができるよう外部委託業者の運営するアルバイト求人サイトによって、情報の提供をおこなっている。求人情報は、本学が指定した業界や職種のみが閲覧出来る等の制限をかけている。

学長と学生の代表者による懇談会を実施するなど、学生の要望等の情報収集を行うとともに、学生生活に対する支援の的確な実施に繋げる必要がある。

学内の安全については、警備会社との契約により警備員が全館を担当するとともに、管財グループおよび警備会社が定期的に情報を共有し、学生が安心安全に過ごせるよう対応している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援および生活相談等については、以下のとおり対応している。

全学共通科目の必修科目で主として新入生に対し開講でしている「大妻教養講座」（オムニバス形式）中では、「大学生を待っている危険」と題して、弁護士を講師として、消費行動への注意、SNS の潜む危険、アルコールや薬物について、交際によるトラブルやストーカー被害、悪質な勧誘等身の回りに潜む危険への対応と、自らも知らずに加害者とならないための自己意識の確立を促している。

また、オムニバスの 1 コマでは、学生時代と（青年期の）メンタルヘルスと題して、前出の学生相談センターカウンセラーによる講演（自分らしい生き方を見出していくための役に立つヒント等）と、センターの利用への告知と促しが行われ、サポート体制の整備により、学生生活の不安等への対応を的確に行っている。

この科目は、正課科目であり単位化された必修科目であるため、全学生への厚生補導に寄与するところが大きいと言える。

健康センターでは、千代田キャンパスおよび多摩キャンパスに次のとおりスタッフを配し、学生の心身に関する相談等に対応している。千代田キャンパスでは、専任 1 名、非常勤 4 名

により、平日1日3名の常駐体制としている。さらに、産業保健師も追加対応できる体制を整えている。開室時間は8時30分から19時30分とし、授業実施時間帯をカバーし、かつ課外活動への対応幅も保たせている。多摩キャンパスでは、専任2名、非常勤2名により、平日1日2名の常駐体制としている。開室時間は8時50分から17時50分とし、授業実施時間帯をカバーしている。

心身の健康は、有意義な学生生活の基本との考えから、学生の心身の健康保持および増進、疾病の予防や早期発見に努め、充実した学生生活を送れるよう援助・支援している。また、応急処置、健康相談、保健指導、医療機関への紹介などを実施している。また、学生時代における、食事、運動等の生活習慣は、将来の生活習慣病の発生に大きく影響する観点から、日ごろの健康づくりに努めるための啓発活動も行っている。

学生相談センターには、学生の相談を受ける専門のカウンセラーを配置し、学生生活に関する事項の支援のため学生が当面する諸問題に関する相談に応じ、充実した学生生活と人間的な成長促進の援助等を行っている。センター内は、相談室と談話室に分けられている。相談室は個人相談、心理テスト、グループカウンセリング、精神科医師による相談等を行っている。談話室においては、開室時間内なら、いつでも誰でも自由に入退室できる部屋として設置され、こちらにもカウンセラーが常駐し、ちょっとした休憩やくつろぎ、食事場所、仲間作り、カウンセラーを交えた気軽なおしゃべり等、学生の居場所として活用されている。

学生の抱える課題が当該学生固有の課題に留まらず、制度や関係教職員に関わる、あるいは起因する課題であった場合は、学生相談センターは学生支援グループと連携して、該当諸課題の解消および新たな支援施策の提案に繋げている。

学生支援グループは、学生生活全般において窓口での相談にいつでも応じられるよう体制をとっている。学籍に関すること、身上記録の管理、証明書・学割・通学証明書等の発行、学生証に関すること、学生生活相談・指導について、課外活動・ボランティア活動支援、学生教育研究災害傷害保険に関すること、アルバイト情報に関すること、奨学金に関すること、学費延納・分納手続について、学寮に関すること等に対応している。

上記のとおり、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

〈学長と学生代表者との懇談会の実施〉

学長と学生の代表者による懇談会を実施して、学生の要望・意見等の情報収集を行うとともに、学生生活に対する支援の的確な実施に繋げる必要があると考える。また、学生の意見や要望に的確に対応するための意見等の収集方法を、多様な形で構成できる工夫を検討する。

〈障害学生修学支援室の開設〉

学生相談センターの中に、障害学生支援室の設置を図る必要がある。また、その運用を目的とした規程の制定を行う。

〈学内給付型奨学金の拡大〉

学生の殆どが給付型の奨学金受給を希望しているが、現状では学内の制度としては数が少ない状況である。令和2年度から始まる奨学事業(学費減免[高等教育費無償化]と奨学金給

付)の動向と影響を注視して、現在の学内制度のあり方と今後の新規学内給付型奨学金の拡大をすべきかを検討していく必要がある。

〈学生ボランティアに関して〉

積極的な取り組みはなされておらず、また件数も少ないと言える。断片的に行われており、集約された情報がないのが現状である。集約した情報管理を行い、現状を把握する必要がある。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、併設大学と校地・校舎を共用している。短期大学の主な校地である千代田キャンパス（千代田区三番町）では、創立 100 周年時に掲げた経営指針の一つであるキャンパス集約を実現するための「千代田キャンパス再開発プロジェクト」により、本館 E・F 棟建設（22,237 m²）、別館 J 棟建設（1,154 m²）、大学校舎 G 棟建設（8,140 m²）、大学校舎 H 棟建設（5,944 m²）、久我山寮建設（4,485 m²）、加賀寮建設（9,305 m²）、K 棟取得（1,571 m²）など、新たに校舎、学生寮の建設、取得を行い、校地面積計 16,419.58 m²、校舎面積計 70,085.55 m²に拡張をおこなった。また千代田キャンパスは大学と共用であり、大学と一部共用施設のある多摩キャンパス（多摩市唐木田）には、共用校地面積（屋外運動場）計 54,452.00 m²と共用校舎面積（3号館）計 4,859.61 m²を保有しているため、大学設置基準で必要とされる校地面積 7,000 m²、校舎面積 6,100 m²を十分に満たしている。

教育施設としては、大学との共用も含め、講義室 78 室（合計面積 8,891.01 m²）、演習室 48 室（合計面積 1,929.23 m²）などを教室間移動や緊急時の避難に配慮し、学生利用の多い講義室を極力低層階にまとめて設置している。さらに、講堂、体育館（5箇所）、実験・実習室、研究室、図書館（室）、附属施設室、課外学習室、事務室、会議室、医務室、部室等が設置され、教育・研究活動の場として有効に利用されており、施設を使用する教員や学生などの意見を踏まえ適切に整備している。

寄宿舎については、新宿区に大妻加賀寮（収容人数 355 名）を有し、地方出身者の利便性等に配慮している。

施設における耐震化については、保有している全ての建物の IS 値（構造耐震指標）は、0.6 相当以上の耐震性を確保しており、また日本私立大学振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出される耐震化率は 100%となっている。さらに「千代田キャンパス

再開発プロジェクト」で竣工した建物は、耐震性能として保有水平耐力の 1.25 倍を確保しており、免震書庫の導入や体育館天井の崩落防止工法の採用、非構造部材の耐震補強を行っているほか、自家発電設備を設置している。背の高い家具・什器類については、耐震固定しており、薬品についても施錠管理された薬品棚に収納し、地震発生時の危険性低減に努めている。またエレベーター内にエレベーターチェアを置いて万一の閉じ込め時にも備えている。

また、震災後の避難者等に対応するための 3 日分の備蓄品も準備しているほか、震災時の通信対策として無線通信装置を準備している。

安全・防犯面への配慮については、全てのキャンパス、寄宿舍に外灯・防犯カメラを設置するとともに、必要各所にセンサー、スイッチ類を設置するほか、防犯フィルムを貼付するなどしている。また、建物ごとに機械警備を設置している他、夜間・深夜時間帯も警備員を配置している。

学生食堂は 3 箇所あり、客席数は、千代田キャンパス本館 E・F 棟 2 階「kotacafé」約 370 席、大学校舎 C 棟 B 1 階「KOTAKA KITCHEN」約 420 席、多摩校 4 号館（図書館棟）1 階「コタカ食堂」約 478 席となっている。その他、食事のとれるスペースとして、千代田キャンパス「ラウンジ RYOMA」約 160 席、「kotacafé annex」約 60 席、多摩キャンパス「TAMARIBA」約 400 席、「良馬食堂」約 320 席を確保しており、学生同士の交流の場としても広く活用されている。

環境面では BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入、LED 照明の採用・更新、自然換気システムの導入、雨水の利用(雑用水)、緑化の推進(屋上緑化・植栽)等に積極的に取り組んでいる。

施設設備の安全管理・保守業務に関しては、清掃業務・設備管理業務・警備業務の契約を包括的に結び、外部委託を行っている。なお本学では一部の建物が「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める「特定建築物」や建築基準法に定める「特定建築物」に指定されており、関係法令に従い、検査・調査等を行っている。法令等に指定されていない一部建物も関係法令に準じた検査・調査等を行い、安全・衛生面等での管理に努めている。本学千代田キャンパス各校舎の受変電設備年次点検は信頼性が高く、内線規程に定める点検と同様に認められる無停電による年次点検を年 1 回以上実施しており、停電による検査を 3 年に 1 回実施としている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(1) 図書館

図書館は千代田校・多摩校の両キャンパスに設置されており、学部生、短大生、大学院生ともにいずれの図書館も利用できる。オンライン蔵書目録により、相互貸借も可能である。平成 30 年 3 月時点において、図書 400,124 冊（千代田校 217,926 冊、多摩校 182,198 冊）、雑誌 6,003 タイトル（千代田校 4,541 タイトル、多摩校 1,462 タイトル）、視聴覚資料 6,720 点（千代田校 3,130 点 多摩校 3,590 点）、データベース 21 種、電子ジャーナル 2,760 タイトル、電子図書 758 冊を管理、提供している。

開館時間は、授業実施日の月～金 9:00～19:00、土 9:00～17:00、授業のない月～金 9:00～17:00、土 9:00～15:00 であるが、千代田校図書館においては、7 月及び 11 月から 1 月の月～金の開館時間を 9:00～20:00（2018 年 7 月 2 日～7 月 27 日、11 月 19 日～2019

年1月21日)として、前期・後期試験、卒業論文作成等に対応している。

学生が自由に利用できるPCを、千代田校図書館は40台(AV・情報メディアルーム)、多摩校図書館は12台(メディアルーム)設置している他、ノートPC千代田校10台、多摩校2台を、館内貸出用として提供しており、図書館の各種資料を利用しながらのレポート作成等に、活用されている。

通常の閲覧席に加え、個人ブース(千代田校7席、多摩校6席)、ラーニングコモンズ(千代田校34席)、グループ学習室(多摩校54席)などの設備も整っている。ラーニングコモンズやグループ学習室には、必要に応じて大型ディスプレイ、プロジェクタ、ホワイトボードなどを配置し、学生の自主的な学習や、グループワーク、プレゼンテーションの他、授業、ゼミ等での利用にも対応している。

本学で所蔵していない資料については、国立国会図書館、国立情報学研究所NACSIS-CAT/ILLを通して他大学との相互協力体制を取り、利用に供している。図書館のホームページから各種学術情報へアクセスでき、その利用方法を掲載した資料をホームページ上で公開している他、館内で常時配布している。また、図書館の利用案内、文献情報の探し方等の各種ガイダンスを、個人、授業、ゼミ単位で通年実施し、学生の学習を支援している。

(2) IT・AV 関連施設

本学では、共通科目としての情報処理関連授業や情報処理関連専門授業を実施するために情報処理関連教室の整備を行っており、これをバックアップするための情報処理関連自習施設の整備を含め、学内における教育系情報システム全般の管理運営を総合情報センターのメディア教育開発センターが行っている。

学生及び教職員に対するサポートとしては、メディア教育開発センターのスタッフがヘルプデスク業務として担当している。学生向けのサービスとして、平日は8:30~16:40、土曜日は8:30~13:10の窓口対応を行い、メール利用からOffice365のインストール、また無線APに対するスマートフォンやノートPCの接続について等、幅広く対応している。これに加え教員に対しては平日8:30~19:30、土曜日8:30~17:30の授業トラブルサポートや個人研究室における機器利用サポートを提供している。

学内全ての講義室・研究室に有線LANが整備されており、この他BYOD対応やアクティブ・ラーニングの推進を図るため、キャンパス内の広範囲に無線LANアクセスポイントも整備されている。BYOD対応のため、学内システムを利用するためのアカウントを用いて学生や教職員が個人所有するノートPCやスマートフォン・タブレットを接続させる事が可能となっているが、セキュリティを考慮し学内ネットワークには接続できない設定としている。

学生が自学自習等で随時利用できるよう、151台(千代田校)のPCを整備しているが、各期末の繁忙期等には授業利用のない情報処理教室を自習開放する等して、利便性の向上に努めている。情報処理自習室のPCには、Microsoft Officeの他、Adobe Creative Cloudも導入し、文書やプレゼン資料の作成のみならず、高度なマルチメディア作品の制作も可能となっている。

整備済みのPCは全て学内ネットワークに接続しているため、学内のどのPCを利用してもファイルサーバ上の個人領域を利用する事が可能であるとともに、LMS(manaba)やポータル(UNIPA)の利用も可能であるため、自習、レポート作成、スケジュール管理等をワンストップで行う事ができる。

なお、通常の情報処理教室に加え、CALL システムを導入した CALL 教室やタブレット PC を配置したマルチスクリーン・マルチプロジェクタのアクティブ・ラーニング教室の整備も行っている。

また、千代田校ではほぼ全ての講義室で AV 機器が整備され、その全てにノート PC も配置されているため、AV 機器を活用した教材提示の他、プレゼンテーションの実施等、多彩な授業が展開できるよう充実した学習環境を提供している。

さらに、多摩校との遠隔授業が可能な教室システムや、千代田校内における教室間中継が可能な教室システムの導入・整備を行い、距離や人数による制約をなるべく受けぬようにするような策を講じている。

本学においては、IT・AV 環境の整備に時間と資金をかけた結果、整備自体は行き届いたように思われるが、整備した施設・設備の機能維持や更新、また保守に必要なコストを確保する事が今後の課題である。

(3) 体育施設

屋内運動場として、千代田キャンパス大学校舎 C 棟 5 階体育館、本館 F 棟地下 1 階アリーナ、大学校舎 G 棟地下 2 階大妻体育館、同 1 階多目的アリーナの計 4 箇所を保有し、屋外運動場として、多摩キャンパスに運動場と球技場、テニスコート(6 面)、計 54,452 m²を設置しており、短期大学部、大学共用としている。

多くの体育館・アリーナの壁面には怪我防止を目的として防護マットを取り付け、安全対策も行っている。授業時間外は体育系・文化系問わず部活動やサークルへ貸し出しを行い、さらには併設の各中学・高等学校へも文化祭等の大規模イベントの際に貸し出しており、有効的に活用している。

多摩キャンパスの屋外運動場に関しても学生の授業だけではなく、大学・短期大学部の行事であるスポーツフェスティバルの開催や部活動、教職員のレクリエーションの場として有効に活用されている。また地域貢献の一環として、地域の小学生を招いたサッカー大会、T ボール大会なども開催することで、多摩地域の活性化の一助を担っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

車椅子利用者や視覚障がい者の方も利用しやすい環境を整えるべくスロープや手すり、点字表記などキャンパス整備を進めているが、建物の竣工年度が異なっているため、建物によってバリアフリー対応には差があり、「千代田キャンパス再開発プロジェクト」で竣工した本館 E・F 棟、大学校舎 G 棟、H 棟などは、対応が進んでいる一方で、それ以前の建物については、バリアフリー対応が遅れており、今後段階的に進めていく予定である。

ア) エレベーター

音声案内やかご内低所に操作盤、後方視認用ミラーを設置し、車椅子の取り回しにも十分なスペースを確保した障がい者対応エレベーターとしている。

イ) 段差

動線上の段差を設けない又は必要最小限とする設計としている。

ウ) 多目的トイレ

校舎の低層階に設置。車椅子の取り回しが容易になるようスペースを確保している。また子どもの利用が多い附属施設に近いトイレには、幼児用便器、おむつ交換台を設置予定で

ある。

エ) 車椅子対応駐車場

各キャンパスに1箇所設けており、事務局がある建物に隣接するように設置している。

なお、駐車場からの動線上には段差がない設計となっている。

オ) 車椅子対応机

各講義室の出入り口に一番近い席をキャスター付き机と軽量椅子とすることで、必要に応じて車椅子に対応できるよう設計している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では次年度時間割の編成にあたり、過去の履修希望者数や受講状況を参考に、次年度開講コマ数の調整及び教室の配当を実施している。

また履修登録時には、予め定められた受講上限数での受講者制限を行っている。受講者制限は、語学系授業やグループワークを必要とする授業など内容に応じて、教務委員会において受講者上限数が定められるものの他、履修希望者数が教室の収容人数の85%を超えた場合も対象となり、計画的な授業運営と快適な教室環境の提供がなされている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

●図書館

様々な学習スタイルに対応できる場の構築や、授業等への支援体制の整備について検討していく。

●IT・AV 関連施設

学習指導要領や中教審答申を見ると、求められる授業形態がこれまでと大きく異なってきたのは明らかである。この転換に沿った環境整備を行うと共に、時代を先取りした形で機器整備・環境整備をも行う事により、魅力的な学習環境の提供に取り組み、学修者の主体的な学びを支援できるような体制や環境の構築を図る。また、これを通して入学希望者や他校に向けて本学の特徴や独自性をアピールできるような環境整備に取り組み。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教室収容人数による受講者の制限を行う際、教室の入れ替えによって抽選もれとなる学生数を減じることが可能であるが、現在は履修登録から授業開始までの日数が短く、対象となる教室数が非常に多いことなどから、教室変更の対応はできていない。

今後は教室の変更が迅速に行えるシステムの導入、さらに変更結果の伝達手段や、変更の際の全学的ルールを整備して対応できるようにすることが望ましい。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見 要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

半期に一度行う授業アンケートで、授業の進め方や内容に関する意見の他、自由項目を設けて様々な意見を聴取している。アンケートは集計・分析され、各授業担当者へ通知される他、学部やセンターなどそれぞれの部署単位に通知される。個々の授業運営の工夫等に関する問題については授業担当者がそれぞれ改善にあたり、全体的な傾向として現れる問題については、各部署から教務委員会やFD委員会における検討事項として提案される。

また平成 30 年度から、卒業年次生に対して「卒業時アンケート」を実施し、授業内容・カリキュラム、キャリア教育・支援体制、留学支援体制、資格取得支援体制等に関する満足度調査を行った。平成 30 年度末からの開始であるため、調査結果の分析は次年度以降となるが、正課カリキュラムの見直しや、スキルアップや資格取得の課外講座の充実などに役立てられるものと思われる。

加えて、短期大学部では平成 18 年度から独自に満足度調査を行い、その結果をFD報告書に記載して、短大運営の参考としている。

海外研修・留学参加者に対しては、学生の意見・要望の把握および分析を目的とした「海外研修・留学プログラムアンケート」が実施されている。アンケートの回答内容は国際センター会議において報告され、国際センター構成員に共有される。その分析結果は、海外研修・留学プログラムが学生にとってより参加しやすく収穫の多いものとなるための参考とされる。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、健康センター、学生相談センターを設置し、それぞれ規程に基づき、委員会を設け運営している。

健康センターでは、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施、学校医による健康管理のための指導・助言、看護師によるケガや体調不良に対する応急処置を行っている。保健管理委員会の場で、定期学生健康診断の結果や麻疹の調査報告等が行われ、受診結果が項目ごとに示され判定や所見等の分析を行い、学生の現状把握に努めており、情報共有がなされている。

また、メンタルヘルス等の充実を図るため学生相談センターを置いており、専門のカウンセラーが学生生活の悩みや問題等の相談を受けている。学生相談センター会議、学生相談センター企画委員会、学生相談センター運営委員会の場で、センターの利用状況、利用内容等の数値が示され、また活動状況の報告により、学生の現状把握に努めており、情報共有がなされている。

なお、両センターの各会議を経て、各学部教授会での報告が行われることにより教職員に情報共有されている。

学生支援グループでは、学生の経済的支援を行うため、奨学金に関する業務を行っており、学生の経済的支援の相談に応じ、随時対応している。

学生支援グループでは、毎年学生生活実態調査を実施して、学生生活全般の問題意識を調査している。居住形態・通学時間、小遣い・アルバイト等の収入や時給額、支出面でスマートフォン・昼食代等、学生生活（授業、予習復習、学内行事への参加、課外活動）、友人関係・人間関係等についての内容で、本学在籍に関する満足度を計っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

正課授業環境に関する学生の意見等は、半期に一度行われる授業アンケートで集計される他、授業担当教員を通じて、年に一度実施される「授業担当者懇談会」においてまとめられ、各学科および関係事務部門が対応している。

学生から寄せられる意見は「受講者数と教室の大きさが合っていない」という内容がほとんどで、大教室で少人数の授業を行っていることや、教室が満員で狭く感じるといったものである。

本学では原則的に教室収容定員数の85%を受講者の上限とし、また時間割配当の際、以前の履修希望者数を参考にしながら教室配当を行っているが、選択科目ではどうしても予想と異なる状況が発生するため、適宜教室変更等を行って対応している。

施設・設備に関して、毎年全学的に実施している「学生生活実態調査」や卒業時のアンケート等により、満足度を把握、分析しているほか、授業担当者との意見交換会などの機会を通じて聴取した要望については、その実現可能性を検証のうえ、適宜対応している。

メディア教育開発センターでは、来室する学生や情報処理自習室を利用する学生に向けたサポートを通し、意見・要望の把握・分析と検討を行っている。

また、所管業務である事を活かし、課外パソコン講習や課外英語力強化プログラムの終了時アンケートを通して、学生の意見・要望の把握・分析と検討を行っている。

課外パソコン講習の終了時アンケート結果を新規講座の設定や自学自習環境整備時の方向性決定に活用している。

同センターとの関わりが希薄な学生の意見・要望調査をどのようにして行うかが今後の課題である。

※2-6 の自己判定の理由 (2-6 全体まとめ)

学修支援・生活支援に関して、教員及び事務部門、各種委員会が連携をおこない、授業についてのアンケートや定期健康診断などを定期的に行い、分析し、共有することによって、講義時間やオフィスアワーを利用し、指導・助言を行う体制が整っている。

学修環境に関して、学生に対する授業についてのアンケートの自由記述欄の内容を通して、要望を把握し、各部署において、分析・対応を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

授業アンケートは全科目で同一内容となっているが、授業形態（講義や実験の別）によっては回答しづらい項目も含まれており、授業形態に合わせたアンケート様式の開発など検討している。

また、令和元年度からの各学部 FD 活動には、学生の参加による、カリキュラム改正のた

めの参考意見聴取が計画されている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・

要望の把握・分析と検討結果の活用

学生相談センターの中に、障害学生支援室の設置を進めている。また、その運用を目的とした規程の制定を目指している。障害のある学生に対する合理的配慮については、一部多摩キャンパスで実施しているが、全学的対応を速やかに進める必要がある。

学内給付型奨学金の需要については、学生の要望や意見を聴取しておらず、新制度(令和2年度から実施)としての奨学事業(学費減免措置、奨学金の給付)との関係性においても早めに把握する必要がある。学生を取り巻く経済事情と制度への要望を把握し、新制度の動向を注視して、必要ならば新規の給付型奨学金制度を創設していくことに努める必要がある。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生から多く寄せられる、受講者数に合った教室を配当することについては、2-5-④に記載した履修登録時における教室変更を即時行うことができれば対応可能と考える。

メディア教育開発センターでは、自学自習環境の整備を行う際、利用者アンケートを実施する等して実態とニーズの乖離がどの程度あるのか等と言った判定を行い、その結果を次期整備に反映させる。

[基準2の自己評価]

学生が短期大学で学ぶために必要な学修支援(TA活用、社会的・職業的自立支援、学生生活安定)に教職協働あたり、適切な学修環境を整備するとともに、それらの実現と改善のために学生の意見、要望を把握する仕組みを整え活用している。

以上のことから本学は、学生受け入れ、支援、環境整備等について、組織的環境が整備され、学生の成長促進、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるという求めに十分に答えており、「基準2.学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

「学則」第 1 条で大学の目的を、第 3 条の 2 で各学科・専攻の教育研究上の目的を定めており、また、大学の教育理念として「他者との関係のなかで、自己を見つめ直し、相互の力を活かし合い、自己実現できる人間として自立すること」を意味する「関係の自立」を掲げ、これらを踏まえて、短期大学部全体・学科・専攻ごとに「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定している。（以下、いずれも「ディプロマ・ポリシー」と表記）

すべてのディプロマ・ポリシーは、対応するカリキュラム・ポリシーとともに、本学 Web サイトおよび『履修ガイド』に掲載し周知を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

短期大学部全体および各学科・専攻のディプロマ・ポリシーにおいて、所定の単位を修得した学生に卒業を認定する旨明示するとともに、それぞれの課程で身につけるべき能力を記載している。

これらを踏まえた上で、「学則」第 10 条で、「試験を行い、合格者に対しては単位を与える」こと、「試験の成績は S、A、B、C 及び D とし、D は不合格とする」などの単位認定基準を定めているほか、「短期大学設置基準」第 14 条～16 条に基づき、教育上有益と認めるとき、すなわちディプロマ・ポリシーに沿った学修を行ったことが認められた場合、「学則」第 7 条および第 22 条で、「本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる」と定めている。

ディプロマ・ポリシーに記載された卒業を認定するために必要な「所定の単位」については、「学則」第 4 条で卒業するために必要な科目を、第 7 条で卒業するために必要な単位数を学科・専攻ごとに定めており、卒業認定基準を策定している。これらを修得したものについて、第 11 条で卒業を認定すること、また、卒業を認定した者に対して、本学短期大学部学位規程の定めることにより短期大学士の学位を授与することを記載している。

「学則」については、ディプロマ・ポリシーと同様本学 Web サイトおよび『履修ガイド』に掲載している他、『履修ガイド』では学科・専攻ごとに卒業要件・単位認定についてそれぞれの項目を設けて詳細に記載している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準については「大妻女子大学成績評価に関するガイドライン」を制定し、学則第10条にある成績「S」を評点100～90、「A」を89～80、「B」を79～70、「C」を69～60で合格、59点以下を「D」で不合格と定めている。また、卒業論文やゼミナール、特性のある実験、実習科目などを除いて「S」を評価対象者の10%以内、「S」と「A」の合計が50%以内に留めることを目安としている。なお、学生から評価について疑問がある場合は、所定の「成績評価確認申請書」を教育支援グループに提出することで、授業担当者から「成績評価確認結果回答」を受けることができる制度があり、評価の公平性を図っている。

本学では、特に進級要件を設けていないが、学科・専攻ごとにカリキュラムに応じて、各学年において何単位修得するのが標準的といえるのかを表した「標準履修単位数」を設定し、学生が計画的に履修を進められるようにしている。また、全学科で履修登録単位数の上限を定めており、前年度GPAに応じて当該年度に履修登録できる単位数を増減できることとしている他、前学期のGPAが1.5未満となった学生に対しては、クラス指導主任が面談し学習に関する助言を行うことになっている。

本学の卒業認定は、後期授業終了後の2月に卒業年次生全員の単位取得状況について教務委員会で確認、その後「試験に関する内規」に基づく追試験・再試験を経て、3月の教務委員会で卒業判定案が作成される。卒業判定案は、教授会において慎重に審議され、最終的な判定案が学長に上申され、卒業の認定を受けることになる。このように、卒業認定は短期大学全体で進められ、卒業認定基準の厳格な適用がなされている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の卒業判定会議は、卒業必要単位数を取得できていない学生の状況確認が主であり、卒業要件単位数を取得できた者については、教育課程の各区分における修得単位数を確認するのみであり、卒業要件単位数を満たしていることがディプロマ・ポリシーを達成したことと考えられる。一方で、ディプロマ・ポリシーと開講している個々の科目との関係は明示しているが、科目の集合体である区分との関係は明確でないため、卒業認定の際にディプロマ・ポリシーに定める基準を満たしたことが容易にわかる表示方法が必要と思われる。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、短期大学部全体・学科・専攻ごとに、それぞれの「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づいた「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」を策定している。

（以下、いずれも「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」と表記）

例) 短期大学部全体のカリキュラム・ポリシー

大妻女子大学短期大学部は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育を行います。

1. 教育内容

衣・食・住などの人間生活全般、ビジネススキル、日本文化と日本語、そして英中心とした世界の文化と英語に関して教育を行います。

2. 教育方法

上述した内容を講義・実験・実習・演習と段階を追って専門性を高め、また少人数制のセミナーではアクティブ・ラーニングによって学修成果が定着するような教育を行います。

3. 学修成果の評価法

通常の評価方法（定期試験・レポート）に加え、資格取得、学外検定、GPA、年1回行われる TOEIC®IP テスト、卒業研究によってより包括的に評価を行います。

短期大学部全体のカリキュラム・ポリシーは上記のように、「ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するため」の教育内容・方法・評価を具体的に表示しており、これを基に、学位プログラムの最小単位である学科・専攻のカリキュラム・ポリシーも同様の構成で策定されている。

すべてのカリキュラム・ポリシーは、対応するディプロマ・ポリシーとともに、本学 Web サイトおよび『履修ガイド』に掲載し周知を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

短期大学部全体・学科・専攻ごとに策定されたいずれのカリキュラム・ポリシーも、学校教育法第 165 条の 2 に則り、それぞれの教育課程について「ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するために」行われることを明記し、両者が一貫したものであることを示している。

また、学科・専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに基づいて設置された科目が、対応するディプロマ・ポリシーに掲げられた目標に対し、どのような関係性を持つかを「カリキュラム・マップ」で表示している。各学科ではこのカリキュラム・マップを基に、個々の授業についてシラバスをチェックし、ディプロマ・ポリシーに沿った能力を育成する授業となって

いるかを確認している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

短期大学部全体のカリキュラム・ポリシー第1項目は「衣・食・住などの人間生活全般、ビジネススキル、日本文化と日本語、そして英中心とした世界の文化と英語に関して教育を行います。」であり、これは短期大学部の学科構成：家政科（家政専攻・生活総合ビジネス専攻・食物栄養専攻）・国文科・英文科にそれぞれ対応するものである。

それぞれの学科・専攻では、その専門分野に関する「専門科目」を開設し、配当年次や必修・選択の別、基礎と応用とった深度や学習内容などの科目区分を設けることにより、主専門領域を体系的に学べるよう工夫している。また、それぞれの専門科目の一部は「自由科目」として他学科・他専攻の学生に向けたクラスも開設されており、短期大学部全体のカリキュラム・ポリシーに掲げられた教育内容が学部全体の学生に対して開かれていることを示している。

カリキュラム・ポリシー第2項目には「上述した内容を講義・実験・実習・演習と段階を追って専門性を高め、また少人数制のセミナーではアクティブ・ラーニングによって学修成果が定着するような教育を行います。」とあり、専門科目は講義・演習・実習・実験・実技等のバランスを考慮した配置となっている他、一つの科目が講義と実験を組み合わせた内容となっている科目を開設されている。また、アクティブ・ラーニング促進の一環として、全学的に学修支援システム「manaba」を導入し、事前学習やWeb上でのディスカッションなどができる体制を整えている。

短期大学部では、専門科目の他に、4年制大学との同一カリキュラムで構成される「全学共通科目」を設置している。全学共通科目は大学、短期大学等すべて含めた学院全体のミッションとして掲げられている「豊かな教養とおもいやりの心を持ち合わせた、真の自立した女性」の育成を目的とし、「全学共通教養教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」に則って配置された科目である。

全学共通科目は、リメディアル教育を目的とした理数系科目からなる「補習科目」、社会のおよび職業的な自立の基盤となる汎用能力を広く養うことを目的とした、自校教育を含む女子大学ならではの科目と、日本語とICTスキルなどのリテラシー関連科目やキャリア関連科目からなる「基礎科目」、社会との関係をどのように構築すべきであるかを考える力を養うことを目的とし、人文科学・社会科学・自然科学・スポーツ分野からなる「教養科目」と、コミュニケーションと思考のための言語運用能力を身につけることを目的とした「外国語科目」、文化の多様性を理解する「国際理解科目」の5区分で構成され、学科・専攻を問わず全学生共通に開講されている。

「教養科目」と「国際理解科目」は全学年が受講対象となっているが、それ以外の区分では、1年次生を受講対象に必修としている科目、段階的に学修を深められるよう内容に応じた学年指定や、ある科目を履修していないと受講できないなど先修条件を設けている科目があり、幅広い分野での学修に対する配慮がなされている。

この他、図書館司書資格取得に関する「諸課程科目」については、教職総合支援センターにおいて、法令に則った教育課程の編成を行っている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の全学共通科目は、かつての教養課程で開設していた教養科目群を母体として、深く幅広い知識と教養を修得するために、基礎力の確保と汎用能力及び多様な視点の獲得を目標として、自校教育やキャリア教育などを加えて発展したものである。

3-2-③で示したように、全学共通科目は短期大学のみならず4年制学部も同様のカリキュラムであり、5つの科目区分で構成され、その中に「教養科目」が設けられている。「教養科目」区分はさらに以下の4つの小区分に分類され、関連科目を開設している。

I 人間と文化：「文学の世界」「哲学と思想」など12科目

II 社会と生活：「法律と現代社会」「家族と現代社会」など9科目

III 自然と科学：「生活の物理」「宇宙の科学」など8科目

IV スポーツ：「スポーツA」「レクリエーション実技」など8科目

しかし、全学共通科目はもともと教養課程が発展したものであることから、「教養科目」区分以外でも、「基礎科目」区分では「女性と健康」「ジェンダーと社会生活」など、「外国語科目」では英語をはじめ、ドイツ語や中国語など、深く幅広い知識と教養を修得するための科目が多数開設されており、短期大学部においては12単位から18単位の卒業要件が課されている。

全学共通科目の運営については、大学教育推進機構がその管理部門となる。大学教育推進機構は大学教育全体の推進を図る機関で、主催する「大学教育推進機構委員会」は大学教育推進機構併任教員、各学部教務委員長、各センター所長、事務職員等で構成され、全学共通科目の企画運営はこの委員会で、全学的な見地から進められている。

また、各授業の実質的な運営については、科目ごとに「世話窓口」が設けられ、学科やキャリア教育センターなどの附属施設が教員の配置や授業内容の検討など行っている。なお、科目によっては複数部署から選出された教員で構成される「運営分科会」が設置される場合もある。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法について検討する組織として、全学部でFD委員会を設けている。短期大学部のFD委員会は、前期・後期ごとに「授業に関するアンケート」を実施、集計・分析を行う他、公開授業、FD講演会などを実施し、活動報告書にまとめている。

また、4年制大学と合わせて全学的に教育の内容及び方法の検討、さらにそれらの組織的な研修、研究及び改善を推進するための組織として、担当副学長を委員長に、大学院研究科長及び研究科FD委員、全学部の学部長と代表FD委員で構成される「大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」がある。同委員会は、各学部FD活動の報告の他、全学的なFD講演会の主催、「授業に関するアンケート」の設問内容検討、成績分布調査などを行っている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

短期大学部のカリキュラム・ポリシーには、学修成果の評価に関する項目が記載されているが、カリキュラムそのものを点検・評価するための「アセスメント・ポリシー」を策定す

る予定である。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

現在作成しているカリキュラム・マップは、個々の科目とディプロマ・ポリシーの関係を示したもので、主にシラバスチェックに使用されていることから、ディプロマ・ポリシー達成を目的とした教育課程の体系的性をよりわかりやすくするために、全学科でカリキュラム・ツリーを作成する予定である。

3-2-④ 教養教育の実施

現在の全学共通科目、特に教養科目は、平成 22 年度に開設して以来、科目の名称変更等が行われた程度で、大きな変更はなされていない。これは、全体の管理・運営を行う大学教育推進機構委員会が、学部等の代表で構成される巨大組織であり、科目の実質的な運営まで見越したカリキュラムの検討をしづらいことが大きな理由と考えられる。一方で、実質的な科目・授業運営を行う「世話窓口」は、科目ごとに設定されていることから、科目名称の変更や開講授業コマ数など、それぞれの現場としての検討にとどまることになる。そこで、恒常的なカリキュラムの見直しと変更への迅速な対応を行うためには、全学的な見地から全学生が保持すべき教養について考え、担当教員の手配など実質的な運営も可能な専門集団の設置を含めた、教養教育実施体制を検討する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

短期大学部では、いずれの学科・専攻についてもディプロマ・ポリシーで卒業認定基準を具体的に示しており、その目標達成のために策定されたカリキュラム・ポリシーによって編成された学修プログラムにおける試験やレポート、卒業論文や卒業研究といった成績状況、各種資格の取得や TOEIC®など外部認定試験における成績状況等による学修成果の評価を行っている。

成績状況については、学期ごとにクラス別の成績一覧が、学年末には GPA 取得一覧がそれぞれ当該学科で共有される。資格取得状況については、図書館司書資格は、教職支援センター企画委員会で学科ごとの取得状況を報告する。また、TOEIC®や秘書検定など、学科の専門性に応じた資格や試験については、それぞれの学科主体で実施しているものが多く、試験結果など把握できる体制となっている。

各学科の教員は、所属する学生について上記の情報を共有することが可能で、これらを通

じて学科等におけるディプロマ・ポリシーの達成状況を点検することができる。

短期大学ではこの他にも、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向＝ジェネリックスキルを測定する PROG (Progress Report On Generic skills) テストを、食物学専攻を除く全学生に対して行っている。また、就職状況についても、学科ごとの就職率が随時教授会で報告される他、分野別の就職状況など詳細は「就職支援センター」でまとめられ、全学科に報告されており、学修成果点検の指標となっている。

他にも、教員は所属学科の学生が、どのような入試により入学したかという入試区分情報についても確認できることから、成績や就職状況と合わせ、入試区分による分析を行うことで、アドミッション・ポリシーとの関連を確認することができる体制となっている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

個々の授業科目において、当該科目の成績分布や学生による「授業アンケート」結果を、当該授業科目がディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成に向けて進められているのかの確認に使用するとともに、授業そのものの改善ツールとして利用することが FD 委員会を通じて求められている。

学科レベルでの成績分布や GPA の状況、資格取得状況は、カリキュラム全体の点検・評価の指標となっており、科目群や学年等で成績に偏りが生じる場合や、資格取得率の低下傾向が見られる場合などは、教務委員会や FD 委員会を通じて、学科へ報告され、学科会議さらに教授会において、授業内容やカリキュラムそのものの見直しを検討する。

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の点検・評価は各学科・専攻において行われているが、大学として統一的・組織的に行っているわけではないことから、大学としてのアセスメント・ポリシーについて検討する予定である。

また、成績状況や就職状況がどのような理由でディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成したとするのかをわかりやすく表示できるルーブリックなどの整備についても、検討の必要があると考えられる。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生の成績や GPA については、学科単位で全教員が共有できるが、個々の授業に対して実施される授業アンケート結果は、授業担当者本人にしか通知されないため、カリキュラム全体に対する改善ツールにはなっていないことから、カリキュラム全体、つまり卒業に至るまでの学び全体についてのアンケートを、平成 30 年度卒業生から実施予定である。

また、授業アンケート結果を受けての改善計画等についても、授業担当教員に委ねられており、短期大学としての対応について検討が必要である。

[基準3の自己評価]

本学は、教育目標や教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、卒業認定基準とその達成のための教育課程を編成し、学修成果の向上につとめていることから、基準3の趣旨を満たしていると評価できる。

しかし、全学としての組織的な展開になっていない取り組みも多く、今後大学としての共通認識のもとで進めて行く必要のある項目も残っている。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意志決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップの確立・発揮

学則第33条に基づき学長、3 副学長（教育担当副学長、研究・情報・評価担当副学長、学生・国際・地域連携担当副学長）、6 学部長（含む、短期大学部長）を置き、さらに各学部には学科長・専攻主任を置いて管理運営を担っている。

大学院は大学院学則第17条の2に基づき研究科長を置き、さらに各専攻には専攻主任を置いて管理運営に当たっている。

また人間生活文化研究所及び附属施設には、それぞれ所長（博物館は館長等）を置くが、それぞれ教育担当副学長、研究・情報担当副学長、学生・国際・地域連携担当副学長の3名の副学長が管理運営を担っている（教職支援総合センターのみ教員が所長）。

学長・副学長・事務局長間では、教学に関連する事項の意見交換を行う「学長・副学長ミーティング」を毎月開催し、全学的な教育研究にわたる自由な意見交換、情報交換を行っており、学長のリーダーシップが発揮されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

理事長、学長、常任理事、副学長などの役割については、理事会、大学運営会議などで毎年度配布される職務分担表に明記されている。[参照：平成30年度理事長・学長・常任理事・副学長等の役割分担]

また、大学運営会議については、学則第37条の2に、「本学の運営に関する重要事項について意思決定を行う機関として、運営会議を置く。」と定めており、本学における最高意思決定機関と位置づけている。

学長は同運営会議を議長として統括し、副学長、学部長、研究科長、事務局長を構成員として、毎月1回開催し、事務部門の各部長が陪席、教育目標・教育方針・学位の質保証等に関する事項、教員・助手の組織・人事など、全学に係る教育・研究、管理運営等についての基本方針を審議しており、学部間、学部と大学院間、教育組織と事務組織間などの全学的な連携協力の強化、問題意識の共有化にも機能している。[参照資料：大学運営会議規則]

教学マネジメントに関する諸問題を全学的に審議・検討する組織としては、大学運営会議の下に、副学長を機構長とする大学教育推進機構が設置され、全学的な視点で教育課程や教

育方法を検討することにより、本学における教育の質的改善・向上を図るための役割を果たしている。平成30年度には特に本学における英語教育、教養教育の改善・向上方策に関する活発な検討が行われた。同機構の運営を司る大学教育推進機構委員会には、各学部の教務委員会委員長が加わっており、同機構委員会で審議した大学全体の方針を受けて、各学部教務委員会でその具体化・実現化を図っている。〔参照：大学教育推進機構規程〕

各学部の教務委員会は、各学科・専攻から選出された委員により年間10回程度定期的開催されており、審議決定が必要な事項については教授会に諮っている。なお、教育職員、保育士、図書館司書、学校図書館司書教諭、博物館学芸員に関わる諸課程については、教職総合支援センターがその総括的な運用に当たり、事務部門としては教育支援センターが担当している。

各学部教授会は教育活動に係る教育課程や教育方法等の重要事項を審議するために教務委員会委員会等の諸組織をもって組織され活動している。各学部では教授会規則に基づき、年10回程度の定例教授会、必要に応じて臨時教授会を開催し、大学運営会議の方針のもとで、教育活動に係る重要事項を審議・検討している。構成員は専任の教授、准教授、講師、助教であり、教員人事、教育課程の編成・運営、学生の入学・退学や卒業に関する事項、教育・研究諸規則の改廃事項等の審議のほか、学部長報告として大学運営会議、その他の全学的な動向についての報告があり、更にFD委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会、図書委員会等の各種委員会の報告が行われている。教授会には、慣行として副学長がオブザーバーとして出席し、求められれば意見を述べ、大学としての情報共有化を図っている。〔参照：各学部教授会規則〕なお、学則第37条第1項第3号に規定する、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとしてあらかじめ学長が定める事項については、内規（学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規）を定め、学内に周知されている。

教授会の下に設置される各学科では、年10回程度学科会議（社会情報学部では専攻会議）を開催、学科固有の案件の処理を担い、学部内組織である学科長会議（社会情報学部、人間関係学部は総務委員会）が、教授会と各学科との連絡役を果たしている。

資料 教授会規則の例（短期大学部）

- 第1条 大妻女子大学短期大学部学則（昭和49年4月1日制定。以下「学則」という。）
第36条の規定に基づき、大妻女子大学短期大学部教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。
- 第2条 学部教授会は、短期大学部に所属する専任・兼任の教授、准教授、講師及び助教をもってこれを組織する。
- 第3条 学部教授会は、学則第37条に基づき審議・検討を行う。
2 学生の入学及び再入学に関しては判定委員会（委員長は短期大学部長）を設置し、当該判定委員会において審議・検討を行い、学長が決定した結果を学部教授会に報告するものとする。ただし、当該判定委員会が必要と認めた場合は、学部教授会で審議・検討を行う。
- 第4条 短期大学部長は、学長の命を受け、学部教授会を招集し、その議長となる。
2 学部教授会は、原則として毎月1回開催する。
3 前項に定めるもののほか、短期大学部長は、学部教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、学部教授会を招集しなければならない。
- 第5条 学部教授会を招集するには、あらかじめ議題、日時、場所を通知しなければならない。
- 第6条 学部教授会の成立には、学部教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
2 次の各号に掲げる者は、前項に定める学部教授会構成員の数から除くものとする。
一 外国出張中の者又は国内・国外研修中の者

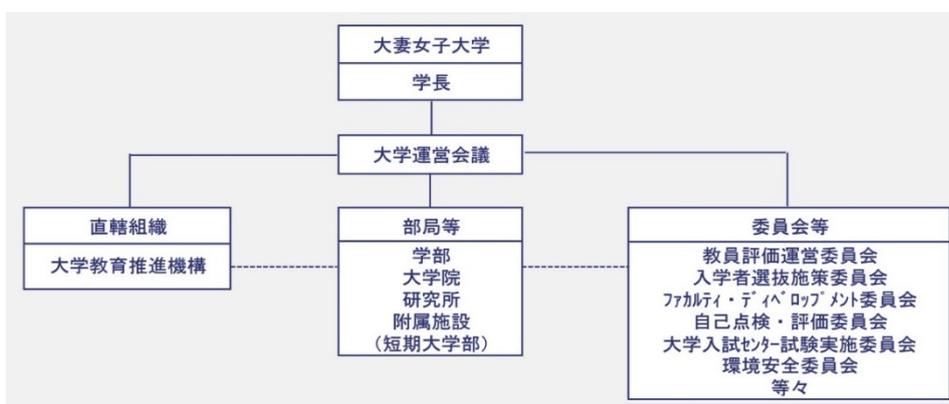
<p>二 サバティカル取得中の者</p> <p>三 休職中の者</p> <p>第7条 学部教授会の議事は、出席した学部教授会構成員の過半数により議決し、可否同数のときは議長がこれを議決する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教員の人事に係る議決については、出席した学部教授会構成員の3分の2以上の賛成があることを要する。</p> <p>第8条 学部教授会は、必要と認めた場合、委員会を設けることができる。</p> <p>2 委員会は、学部教授会が選任した者によって構成され、学部教授会が付託した事項の審議・検討を行い、その結果を学部教授会に報告する。</p> <p>第9条 学部教授会の庶務は、教育支援センターにおいて行う。</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、学部教授会の運営に関し必要な事項は、学部教授会が定める。</p>
--

<p>資料 大学教育推進機構規程</p> <p>第1条 この規程は、大妻女子大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条 機構は、大妻女子大学運営会議（以下「運営会議」という。）に直属し、そのもとで大妻女子大学（以下「本学」という。）の大学教育全体の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 大学教育の在り方についての調査・研究に関すること。</p> <p>(2) 全学的な教育推進のための方策の企画・立案に関すること。</p> <p>(3) 全学共通科目、専門教育科目及び資格取得に係る科目（以下「専門教育科目等」という。）の基本方針に関すること。</p> <p>(4) 全学共通科目及び専門教育科目等の教育課程の運営・管理並びに必要な調整に関すること。</p> <p>(5) 各学部及び大学院研究科の教務委員会並びに教養教育委員会との連携に関すること。</p> <p>(6) その他全学的な教育の改革・推進に必要なこと。</p> <p>第4条 機構に教育研究部門と事務部門を置き、機構の業務を掌理し、両部門を統括するため、機構長を置く。</p> <p>2 教育研究部門に次の機構員を置く。</p> <p>(1) 機構専任教員</p> <p>(2) 機構併任教員</p> <p>3 機構長は、本学副学長の中から学長が任命する。任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 機構長に事故あるときは、機構長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。</p> <p>5 機構併任教員は、本学専任教員の中から学長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>6 事務部門は、教育支援センター教育支援グループがこれに当たる。</p> <p>第5条 機構に、機構の運営及び業務に関する事項を審議するため、大妻女子大学大学教育推進機構委員会（以下、「機構委員会」という。）を置く。</p> <p>2 機構委員会に関する規程は、別に定める。</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、機構の運営・管理について必要な事項は、運営細則として別に定める。</p> <p>第7条 この規程の改廃は、機構委員会の議を経て、運営会議において定める。</p>

<p>資料 大学運営会議規則（抜粋）</p> <p>第2条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長</p> <p>(3) 家政学部長、文学部長、社会情報学部長、人間関係学部長、比較文化学部長及び短期大学部長</p> <p>(4) 人間文化研究科長</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>第3条 運営会議は、大学等の教育と研究、管理運営及び経営に関する次の事項の基本方針について審議する。</p> <p>(1) 教育目標、教育方針、教育内容、教育方法及び学位の質保証等に関する事項</p> <p>(2) 教員及び助手等の組織及び人事に関する事項</p> <p>(3) 教育研究組織及び附属施設等に関する事項</p> <p>(4) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項</p>

- (5) 学生の受入れに関する事項
- (6) 学生支援に関する事項
- (7) 外部資金獲得等の教育研究の活性化に関する事項
- (8) 教育研究費及び事業計画等の予算に関する事項
- (9) 卒業生、修了生及び地域社会との交流及び国際交流の促進に関する事項
- (10) 将来構想に関する事項
- (11) 教育研究の自己点検・評価に関する事項
- (12) 各学部間の連絡調整に関する事項
- (13) その他大学等における管理運営及び経営的な事項

大学の管理運営組織



学長は、これらの整備された組織を基盤としてリーダーシップを発揮して大学の運営を統括し、管理運営を行っている。学長を頂点として大学運営会議を介し、事務局各部門の連携協力・支援を得つつ、基本的には法人部門との独立性を保ちながら、同時に法人部門の管理運営組織とも常に密接な連携を図っている。なお、財務に関わる事項や人事等に関する事項は、最終的には法人部門における理事会、評議員会の審議・判断に委ねられている。

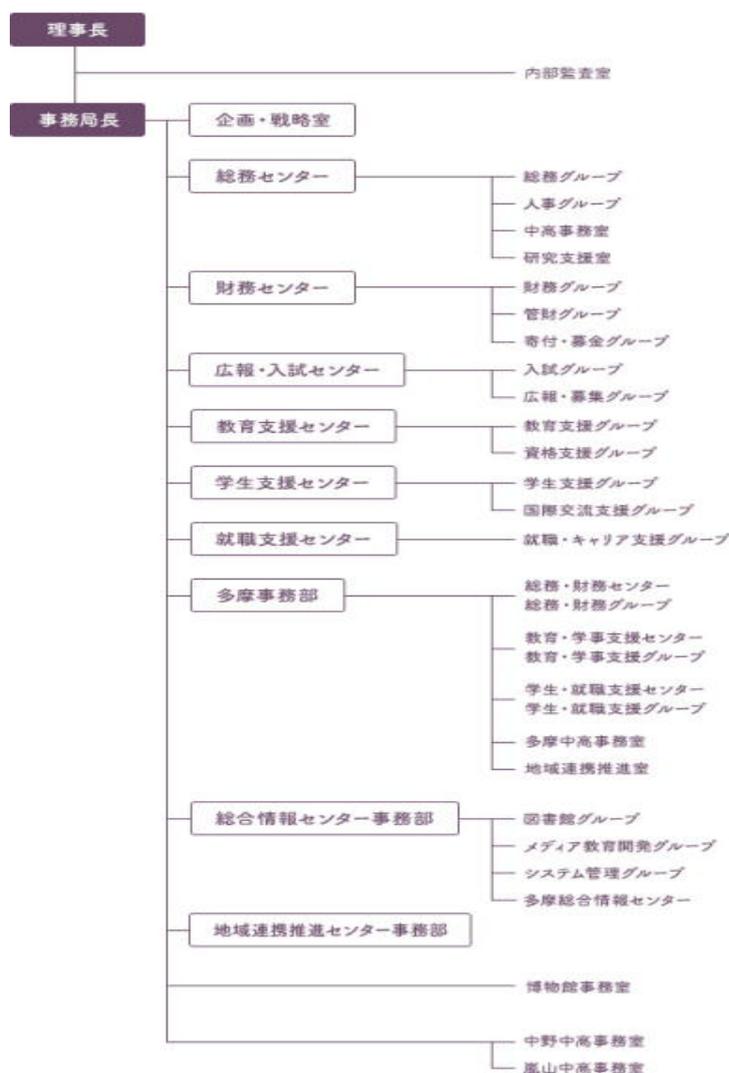
また、危機管理、公的研究費管理（参照：「大妻女子大学科学研究費助成事業取扱規程」）、生命倫理（参照：「生命科学研究に関する倫理規程」）等の危機管理・倫理等に係る体制については、必要な規程等を制定し、教育機関としての社会公共性を維持するように努めている。例えば、危機管理については、「学校法人大妻学院危機管理規程」『首都圏直下型地震発生時対応マニュアル』等を整備し、全教職員に配布するとともに Web サイト（学内専用）にも掲載して、日常的確認が可能となっている。また、「学校法人大妻学院防災規程」に基づいて防災対策委員会を設置している。

なお、平成 29 年度から事務局内に企画・戦略室を設置し、理事長・学長の補佐機関として教学マネジメントに関わる調査・企画等を行い全学的な教学マネジメント機能を補佐している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の役割と配置に関しては大妻学院事務組織規程に基づいて、事務局長のもと、各事務局部門のセンター・グループ等を置き、業務遂行に必要な職員を配置し、滞りなく教学体制を支援している。

事務局の組織概要



学院の事務組織規程に基づき、教育支援センター、学生支援センター、就職支援センター、総合情報センター事務部等の関係部署には事務職員等 245 名（専任 164 名、非専任 81 名）が配置され、教育活動に関連する各業務に従事している。なお、千代田キャンパスには短期大学部も併設されているが、事務部門としては大学部門と短期大学部門は分離していない。

また、大学院専用の事務室はないが、教育支援センター内に大学院担当事務職員が配置されている。（参照：「学校法人大妻学院事務組織規程」）

事務職員の配置状況（平成 30 年 5 月 1 日現在）

キャンパス	専任	非専任	合計
千代田 (大学・短大)	131	51	182
多摩	33	30	63
合計	164	81	245

事務職員のうち、教育支援に直接関係する部門の各センター（教育支援センター、学生支援センター、就職支援センター、総合情報センター事務部）及び多摩事務部には、部長を配し、その下に課長を置いている。また、総合情報センター事務部には、部長・課長の下に2キャンパス合わせて、情報教育をサポートする職員10名（専任8名、非専任2名）、及び図書館職員21名（専任14名、非専任7名）を配置している。

事務職員のうち、教育支援に関係する部署の配置状況（平成30年5月1日現在）

千代田 キャンパス	教育支援センター		学生支援センター		就職支援センター		総合情報センター事務部					
	部長1名 課長2名		部長1名 課長2名		部長1名 課長1名		部長1名					
職員数 (大学・短大)							メディア教育 開発グループ 課長1名		図書館 グループ 課長1名		システム管理 グループ 課長1名	
	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任
	17	0	14	0	7	4	4	2	8	4	2	0

多摩 キャンパス	多摩事務部 部長1名				総合情報センター事務部 課長1名					
	教育・学事 支援グループ 課長1名		学生・就職 支援グループ 課長1名		メディア教育 開発グループ		図書館グループ		システム管理 グループ	
職員数	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任	専任	非専任
	7	4	6	3	3	0	5	3	1	0

この他、主に学部・学科に関わる教務事務や学生対応に当たるために、学務助手42名を配置している。また、情報処理科目、実験・実習科目、演習科目等には、一定の基準に基づいてTA、SA等を配置し、授業内容の理解促進、学生のスキルアップ等を図っている。TAとしては73名を採用している。（参照：「大妻女子大学ティーチング・アシスタント実施要領」「大妻女子大学ティーチング・アシスタント配置に関する運用細則」）

学務助手及びTAの配置状況（平成30年度5月1日現在）

学部・学科・専攻等			学務助手	TA
家政学部	被服学科		3	17
	食物学科	食物学専攻	0	
		管理栄養士専攻	0	
	児童学科	児童学専攻	0	
		児童教育専攻	0	
ライフデザイン学科		0		
文学部	日本文学科		5	4
	英文学科		2	
	コミュニケーション文化学科		3	
社会情報学部	社会情報学科	社会生活情報学専攻	2	33

		環境情報学専攻	2	
		情報デザイン専攻	2	
人間関係学部	人間関係学科	社会学専攻	3	13
		社会・臨床心学専攻	1	
	人間福祉学科	1		
比較文化学部	比較文化学科	4	0	
短期大学部	家政科	家政専攻	2	3
		生活総合ビジネス専攻	2	
		食物栄養専攻	0	
	国文科	1	1	
	英文科	2	2	
人間生活文化研究所		1	/	
博物館		1		
キャリア教育センター		1		
国際センター				
教職総合支援センター		1		
英語教育研究所		2		
副学長室（多摩）・学部長室（多摩）		1		
合 計		42		73

また、従来の職員組織に加え、平成 30 年度から、事務局内に「企画・戦略室」を新たに設置し、職員が学院の経営や教育研究の改革推進に積極的に関わり、学長のリーダーシップの下、教職共同体制を構築している。

企画・戦略室は、部長・課長を含め専任職員 6 名、非常勤職員 1 名を配置し、主な職務は以下のとおりである。

- ・学院の経営に関し、戦略をもった企画案の検討に関する事
- ・教育研究組織の企画、立案及び調査に関する事
- ・将来構想に関する事
- ・中期目標、中期計画及び年度計画に関する事
- ・IR に関する事
- ・総合的人事計画に関する事
- ・内部質保証に関する事
- ・その他、理事長からの特命事項

上記のとおり、教育活動を展開するために必要な事務職員、学務助手、TA 等が適切に配置され、教員の教育支援及び学習支援に当たり、明確な役割のもと、教職共同の下、大学の教学マネジメントに参画している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

職員組織やその役割については、大学の目的やビジョンに対応すべく変革する必要がある。今後も、教職員の役割を明確にし、教職共同が活性化する取組みをするため、中期計画の推進に向けて教職共同プロジェクトや合同会議など進めていく方針である。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

■ 短期大学部に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

短期大学部においては、その教育方針に則り、カリキュラム内容を実施する上で必要な専門的知識と教育能力を備えた専任教員を、短期大学設置基準等が定める必要数以上確保している。さらにそれぞれの専門分野に関する非常勤教員を委嘱して周辺分野を含む多様な学問領域をカバーし、教育内容の充実を図っている。

【課題】

急速な科学技術の進歩により取り扱う知識技術は年々拡大、専門分化しており、これらに対応した専門知識・技術を学生に修得させることが社会的な要請である。しかしこれらのニーズに対応するにはいずれの学科、専攻においても、専任教員だけではカバーしきれない領域が生じてくることも少なくない。そこで外部の人的な資源に依存してこれらの不足を補うなどの必要がある。一方、FD 活動を含めて専任教員・非常勤教員の授業の質の向上にも一層努めなければならない。

■ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

短期大学部における教員の新規採用および昇任に関する規程・選考基準等を明確に定め、これに従って新規採用・昇任に関する募集、選考、審査などの諸手続きが行われている。これらの規程・基準等は教授会において定められてきたが、平成 24 年度に発足した大学運営会議において、教員選考基準（業績評価基準を含む）などの齟齬や差異をなくすための見直しを行った結果、平成 30 年度現在では学部間の差異は概ね平準化されている。

また教員の新規採用・昇任に関する人事の進め方の手順に関しては、学院としての形式が定められている。例えば新任教員を採用する際には、まず採用条件等につき当該学部の発議に基づいて大学運営会議で審議・承認を得ることで、学内での情報の共有を図り、次いで当該学部・学科において候補者を公募し、書類審査と面接等による総合判断を経て、学部人事委員会による審査を受け、その後、学院人事委員会において審議した後、常任理事会、教授

会の審議を経て大学運営会議において審議決定し、さらに理事会で承認を得ている。

昇任の場合も、公募の段階を除き同一手順で行っている。

なお、教員の新規採用にあたって教育指導能力については教育・研究業績と併せて面接結果も評価材料とし、加えて学科・専攻において模擬授業を課して選考の参考にしている。また、昇任の場合は教育・研究の業績のほかに日常の教育・研究指導、大学の管理運営への協力、地域社会への貢献なども考慮して総合的に判断している。

一方、任期期限付き講師及び助教の任期延長については、履歴書・教育研究業績書の他に学科長等による任期延長推薦書の提出を求め、研究のみならず教育・研究上の指導能力も評価の対象にしている。

【課題】

人事審査プロセスが多段階に亘っており、手続きが複雑であるので事務的な対応に追われて、教育計画の立案実施に際して不便をきたすことがあるとの指摘が以前から存在する。公正さを保ちつつより機動性に富んだものに改善するべきである。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動については、全学ファカルティ・ディベロップメント委員会のもとで各学部ファカルティ・ディベロップメント委員会及び大学院研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会が密接な連絡を取りながら、全学が一致して組織的に取り組んでいる。平成 30 年度も全学委員会を毎月開催し、各学部代表者の他に各学部長、教育推進機構長、事務局長が出席して全学の活動に関する計画、実施、評価を行った。特に授業アンケート質問紙の改善については、各学部等の意見を調整し、より簡明で合理性を持ったものに改善した。

全学ファカルティ・ディベロップメント委員会活動の概要は自己点検・分析結果を含めて全学の活動報告書(Web 公開を含む)及び各学部の活動報告書として平成 30 年度も公表した。

また、平成 30 年度も前後期ともに全学の教員を対象とした研修会を開催した。基本的に全教員が研修を受けるようにしている。

平成 30 年度に行われたファカルティ・ディベロップメントに関する具体的な活動は、以下の通り。

① 教員評価制度 (教員の自己評価)

平成 25 年度から教員評価制度を導入しており、このために「大妻女子大学教員評価規程」及び「教員評価要領」を定め、副学長を委員長として教員評価運営委員会を構成し、評価活動を実施してきた。平成 30 年度は、全教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動、管理運営活動について、平成 29 年度の活動状況を (研究活動及び地域貢献活動領域については過去 3 年間) 評価点数方式で自己評価をしてもらった。この自己評価結果は学科長または研究所長などの所属長を経由して全学的に集計し、グラフ化するなどして分析評価している。またこの量的評価と並行して、教育活動に関しては、平成 30 年度当初に教員が各自の教育目標を設定しそれがどの程度達成できたかを、次年度初めに活動報告書に記載して提出し、さらに問題を改善するための計画を策定することになっている。

② 授業に関するアンケート（学生による授業評価）

平成 30 年度も、学生が評価者となる「授業に関するアンケート」を、全学統一の書式で前期・後期の各学期終了前に行った。アンケート項目は、「授業の進め方」「授業の内容」「授業への取り組みとその成果」「総合的な印象」にわたる計 19 の設問から構成されている。原則として非常勤教員を含む全教員が担当する全授業（受講者が極端に少ない授業やオムニバスの授業を除く）が評価の対象であり、調査結果は、教育支援グループが基本集計を行っている。集計結果は全学ファカルティ・ディベロップメント委員会及び各学部ファカルティ・ディベロップメント委員会において分析、評価されて問題点を明らかにしている。また、授業担当者は、個々の授業について学生から指摘された問題点、課題を来る授業等にフィードバックするべく改善策を検討し、授業の質の向上や教授技術の改善を図っている。

これらの全学・各学部ファカルティ・ディベロップメント委員会は毎月 1 回程度開催している。全学委員会の方針に基づいて活動する以外に、当該学部に適した独自の活動を行うことにより教育の質の向上を図っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策

○平成 30 年度時点では、授業アンケートは各学期末に実施され、学生による評価結果が授業担当者にフィードバックされるのが授業終了後、数ヶ月経過してからとなっており、当該授業の改善にはすぐには利用できないとの不都合が生じているため、平成 30 年度委員会では、学期途中にアンケートを実施するなどして、評価結果を速やかに授業担当者へ知らせるために、Web 上での授業評価を導入すべきであるとの合意を得た。

○現行の教員評価における 4 領域の自己評価方式では、それぞれの評価領域において非常に低いレベルの点数（30 点満点）を上限としているために、大半の教員は満点として評価される結果になっている。従って評価結果の情報量はゼロに近く、評価自体が無意味化しているとの批判もあることから、平成 30 年度委員会ではこれを改善するための方策を早急に検討すべきであるとの結論に至っている。

この問題に関連して、PDCA サイクルを明確に意識した活動を心がけたい。

○全学的に授業の質の向上をはかるには、非常勤教員が担当する授業の質の改善も不可欠である。かねてより指摘されていた通り、学科・専攻ごと等に授業アンケート結果を評価、検討するための非常勤教員を含めた検討会などを企画すべきである。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、「学校法人大妻学院職員人事規程」において、専任職員人事の基本となる職種、資格、職位、並びに異動基準及び職員の能力開発（SD）のための研修について規定し、更に研修については、「学校法人大妻学院職員研修規則（以下「研修規則」という。）」を定め、職員の資質・能力向上の取組みを積極的にサポートしている。

この研修規則に基づき、平成30年度の学内研修は、新入職員に対して、就任直後に建学の精神を始め、学内組織、法人組織、就業規則の他、本学の財務状況、私学を取り巻く環境等についての「初任者研修」、社会人として求められる基礎的な仕事力の強化を目的とした「社会人基礎研修」を実施した。

また、初級・中級職員に対しては、大学運営業務に必要な知識・スキルを得るための研修として、データベースソフト活用を目的とした「桐10 中級Ⅰ・Ⅱ研修」、大学におけるクレーム対応について必要な知識や適切な対応方法を修得し、相手の立場に立った心情理解、対応能力の向上を目的とした「苦情・クレーム対応研修」を職場内研修として実施した。

この他、メンタルヘルス研修、ハラスメント相談員研修は、定期的実施している。

また、年頭所感など機会があるごとに理事長・学長が学院運営の方針や中長期計画、教育環境の時代の流れなどを会議等で発言し、職務意欲に対する動機付けや意識改革を図っている。

学外研修の事例としては、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、教育学術充実協議会等々があり、参加した職員からの研修レポートの提出により、研修成果を多くの職員の資質向上に役立つよう努めている。また、各種の説明会、講習会等（私立大学情報教育協会による大学情報セキュリティ研究講習会ほか多数）多くの学外研修の場への積極的参加を奨励しており、直接・間接に教育支援・学生支援に活かしている。

この他に、事務職員については、「学校法人大妻学院職員人事評価規程」に基づき、職員の能力開発に資することを目的とし、一定期間の業務評価、職務遂行に必要な能力及び業務遂行等に求められる行動様式を基本として能力総合評価を行い、昇格、昇任、降格、降任、定年後の再雇用、配属並びに教育訓練の基礎資料として活用している。

評価方法としては、各個人が、毎年3月～4月に1年間の目標管理における自己申告書を作成し、上司との面談を行い、次年度の目標設定を行う。また、各グループの管理職は、毎年12月の所属職員の能力評定を行う。これにより、職員の業務意欲を高め、能力の向上を図っている。

上記のとおり、事務局部門全般において、研修等、管理運営に関わる職員の資質向上の取り組みが組織的に行われており、教育の資質向上のための取り組みが適切に行われていると判断する。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD研修については、職能・職級に基づき、スキルアップを実感できるシステムが必要であると考えている。中期計画では、人事コンサルタントに協力していただき、高いスキル向上を目的とした研修システムを構築していきたい。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、教員の研究活動支援のため、総務センター研究支援室を置き、大学附置の人間生活文化研究所（以下、「附置研究所」という。）と業務の一部を連携し、科学研究費助成事業その他公的研究費等の外部資金受入手続き並びに共同研究・受託研究・奨学寄付金及び学術指導の受入及び契約に関する事務手続き等を行っている。

また、副学長のうち1名が研究推進担当として、附置研究所長を兼務し、研究活動の活性化の為の支援を行っている。

附置研究所は、文化を主体とした社会との接点を重視しつつ、全学横断的研究拠点を目指しており、人間生活諸問題の基礎的及び応用的な総合研究で成果をあげている。

その主な活動内容として、本学教職員、大学院生、研究員に対し、以下のとおり、研究助成を行っているほか、科学研究費助成事業申請講座「科研塾」の開催、（平成30年度は5回）、科学研究費補助金等の外部資金に関する情報検索システムの提供等を行うことにより、教員組織の研究活動の活性化に寄与している。

平成30年度 人間生活文化研究所研究助成

研究助成	研究課題	採択件数	助成金総額	備考
研究員研究助成	指定無し	5件	710千円	対象者：研究所研究員
共同研究プロジェクト	学長要望	7件	2,582千円	対象者：専任教職員
	指定無し	18件	5,935千円	
戦略的個人研究費	学長要望	5件	3,816千円	対象者：専任教員
	指定無し	35件	26,439千円	
大学院生研究助成(A)	指定無し	5件	700千円	対象者：博士後期課程
大学院生研究助成(B)	指定無し	36件	3,017千円	対象者：修士課程

科学研究費助成事業申請講座「科研塾」

第1回科研塾：平成30年4月2日（月）10時20分頃～12時

テーマ：「研究活動スタート支援」応募について

講師：大澤 清二（副学長、人間生活文化研究所長）

<p>第2回科研塾：平成30年4月26日（木）17時30分～19時</p> <p>テーマ：採択される研究計画書の書き方とは？</p> <p>講師：大澤 清二（副学長、人間生活文化研究所長） 下田 敦子（人間生活文化研究所 講師）</p>
<p>第3回科研塾：平成30年6月15日（金）17時30分～19時</p> <p>テーマ：科研費改革による新書式への対策／科研費申請のポイントや戦略</p> <p>講師：大澤 清二（副学長、人間生活文化研究所長） 青江 誠一郎（家政学部長）</p>
<p>第4回科研塾：平成30年7月26日（木）17時30分～19時</p> <p>テーマ：「科研費」の最近の動向／研究計画調書作成のDoとDon't</p> <p>講師：吉田 正男（日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課 課長） 大澤 清二（副学長、人間生活文化研究所長）</p>
<p>第5回科研塾：平成30年10月3日（水）16時00分頃～18時</p> <p>テーマ：平成30年度科研費申請直前講座</p> <p>講師：久保 陽介（一般社団法人先端科学技術研究支援協会 理事長）</p>

また、研究費助成、外部資金獲得のための支援等以外にも、専任教員に対して「大妻女子大学国内・国外研修規程」「大妻女子大学サバティカル規程」を整備し、学外研究の支援を行っている。

平成30年度の研修実績は以下のとおりである。

<平成30年度国内研修> 該当者なし

<平成30年度国外研修> 該当者なし

<平成30年度サバティカル> 該当者なし

更に、学部附置の施設として、文芸に係る草稿・テキスト等の基礎的研究とその成果の文学教育への応用を目的とする草稿・テキスト研究所（文学部附置）や、子どもとの関わりを通して得られる生きたデータからの臨床研究を推進する児童臨床研究センター（家政学部附置）、共生社会の実現に必要な方策や技術の開発、共生社会に関わる社会文化全般の基礎的研究を目的として共生社会文化研究所（人間関係学部附置）が設置されており、当該部門における教育研究の目的達成に寄与している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「研究倫理教育に関する実施要項」を制定し、専任教員、大学院生、研究員の他、本学の施設や設備を利用して研究に携わる者全員を対象に、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及び本学制定の規程に基づき、研究倫理教育（以下、「本研究倫理教育」という。）の実施に関する必要な事項を定め、受講対象者全員が本研究倫理教育を受講するよう研究支援室が管理徹底に努めている。

また、本学の研究倫理に関わる規程として、以下のとおり規程等を制定し、厳正な運用が行われるよう管理運営を行っている。

- ・「大妻女子大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」
- ・「大妻女子大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」
- ・「大妻女子大学研究倫理教育に関する実施要項」
- ・「大妻女子大学利益相反マネジメントポリシー」
- ・「大妻女子大学利益相反マネジメント規程」
- ・「大妻女子大学生命科学研究に関する倫理規程」
- ・「大妻女子大学動物実験等管理規程」
- ・「大妻女子大学遺伝子組換え実験安全管理規程」

なお、平成 30 年度は「知的財産研修会」「生命科学研究倫理研修会」など研究倫理に関わる学内研修も実施した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

経常的な教育研究費については、学生生徒等納付金に対する割合等を考慮しながら、部門別（学部等）の学生数、専任教員数、実験系/準実験系/非実験系等を基礎とした積算単価により算出している。教員研究費については、基本的に専任教員数に積算単価を乗じて、各部門への配分額を決めている。なお、附属施設に係る配布予算については、その活動内容に基づいて別途予算枠を設定している。

学会出張旅費（上限 7 万円）や個人研究図書費（上限 7 万円、助手は 4 万円）については、別途法人（学院）から個々の教員に配分される。（参照：「学校法人大妻学院個人研究図書購入取扱要領」）

経常的な費用に含まれない大型の施設・設備等に関する予算については、各部門から前年度の秋口に事業計画調書を提出させ、その必要性、見積金額、希望順位等を参考にして、常任理事会及び拡大常任理事会でその採否を決定している。本事業計画により採択される予算総額は、例年法人全体で 17～18 億円程度であり、教育研究面の充実を図る上で重要な予算源となっている。

さらに、上記 4-4-①に記載したとおり、附置研究所を通じて、申請者に対し、研究助成を行っている。

上記のとおり、大学の目的を達成するために、施設・設備への非経常的支出を含め、教育研究活動への適切な資源配分が行われていると判断する。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30 年度から、事務局に研究支援室を設置した。これまでは、総務センター及び財務センターが附置研究所と協力し、研究に関わる事務を賄っていたが、外部資金獲得や産学官連携活動など積極的な研究活動の推進を行うため、研究支援室を設置し運営している。また、委託契約関連や研究倫理等の規程整備も行っている。

今後は、教員からの要望や、社会からの要請に基づき運営していく方針である。

[基準 4 の自己評価]

本学は、学長がリーダーシップを発揮できるよう、教学に関連する事項の意見交換を行う「学長・副学長ミーティング」を定期的で開催し、全学的な教育研究にわたる自由な意見交

換、情報交換を行っている。

また、学長は「大学運営会議」を議長として統括し、副学長、学部長、研究科長、事務局長を構成員とするとともに事務部門の各部長が陪席し、毎月1回開催している。大学運営会議を通じて、学部間、学部と大学院間、教育組織と事務組織間等の全学的な連携協力の強化、問題意識の共有化が図られ、教授会、教務委員会等が効率的な運営につながり、教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

教員の配置については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任等が各学部の規程等に基づき、適切に行われている。職能開発については、教育内容・方法等の改善のためのFD等を各学部の教育目標や教育方法に合わせ、効果的に実施している。また、教学関連事項を取り扱う委員会等への事務職員参画等、教職協働による効果的な大学運営にも取り組んでいる。

職員については、「事務組織規程」に基づいて、各事務部門にセンター・グループ等を設置し、教育活動を展開するために必要な事務職員、学務助手、TA等が適切に配置され、教員の教育支援及び学習支援に当たり、明確な役割のもと、教職共同の下、大学の教学マネジメントに参画している。また、SD研修等、管理運営に関わる職員の資質向上の取り組みが組織的に行われており、教育の資質向上のための取り組みが適切に行われている。

さらに研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。以上のことから本学は、組織の整備と職能開発が適切であり「基準4.教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の目的は、寄附行為第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、女子に対し、恥を知り、広く恩に報いることを基本とする道徳心と、時代の進歩にふさわしい学芸を授け、有為な社会人を育成することを目的とする。」と規定され、この目的に従い、大学院、大学、短期大学の他、4 つの中学・高等学校を管理運営している。

本法人の管理運営方針は、寄附行為及び学則等に定められ、理事会を中心とした管理運営組織が教育組織と連携し、毎年の事業計画に基づく業務を推進しており、目的を達成するための体制が整えられている。本学では、理事長以外の理事は、本法人の業務について法人を代表しないこととし、理事の代表権を制限している。理事、監事の任期は第 1 号理事(学長)、第 2 号理事(副学長、学部長、校長、事務局長)を除き 4 年とされ、再任は妨げないと寄附行為では規定されているが、理事会活性化のため、2 期 8 年で交替することを「学校法人大妻学院役員の内規」により申し合わせている。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の制定・改廃、設置している学校の学部・学科の構成等について審議・決定を行う他、学則に定める学部・学科の入学定員、授業料改定等重要事項の審議決定を行っている。[参照：理事会議事録]

理事長は年 6 回理事会を招集し議長となって適切に運営し、大学教育の継続的な質の保証を図り、主体的な改革・改善により、教育の向上・充実に資することを目指している。

理事会内部には、常任理事会が設置され、理事会業務のうち本法人の通常業務の運営を担い、業務の迅速化を図るため随時（年約 30 回）理事長が招集し開催されている。理事長、学長、副学長、常任理事、事務局長によって構成される常任理事会によって策定された経営方針に沿った運営計画は、理事長、学長、副学長、常任理事、各学部長、各校長及び事務局長をもって構成される拡大常任理事会において審議・報告され、教授会及び事務の連絡会によって全学への周知徹底が図られている。

また、理事会傘下に短期大学部、大学を含む学院全体の将来的ビジョンを展望し中長期計画の策定を進めるために、学外の有識者を委員に含む将来展開委員会が設置され、内外の情報を収集し学内で共有するよう努めている。[参照：「学校法人大妻学院将来展開委員会規程」]

私立学校も「公の性質」（教育基本法第 6 条第 1 項）を有し「公共性」が求められており、本学としても、その組織・運営等について法的規制のあることを十分に理解し、その運営に

関する法的な責任があることを認識している。学院の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営及び教育研究の質の向上に資するために、学院が有する情報の公開に関して必要な事項について「学校法人大妻学院情報公開規程」を制定し、学院Webサイトを中心に広く社会に周知することができる方法によって公開している。

大妻学院の管理体制は、学校教育法、私立学校法、寄附行為に基づき整えられており、財務情報は「学校法人大妻学院財務情報開示規程」に基づき情報公開を行っている。

また、理事会は、学校法人運営及び大学運営に必要な諸規程を定め整備し、大妻学院規程集に全てを収録している。〔参照：「学校法人大妻学院規程集リスト」〕

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、平成30年度に創立110周年を迎え、これを機に将来を見据えた中長期計画を策定し、その実効性を確保するために以下の施策を講じている。

- ①アクション・プランの策定（スケジュール、責任者や推進部門、数値目標）
- ②アクション・プランへの共感・周知徹底（中期計画説明会）
- ③進捗管理の徹底（責任者の役割、推進部門の役割、計画の見直しと修正）

具体的には、中期計画の策定と同時に5年間のアクション・プランを作成することで、本学の使命・目的が計画的に推進できるよう管理している。

進捗を含む中期計画の包括的管理は「常任理事会」が行い、それに係わる事務は企画・戦略室が担当する。責任者（担当理事、副学長等）は推進部門と連携し、原則として年2回、所定の様式により半期の進捗状況を報告するほか、原則として年1回、所定の様式により次年度の計画（費用概算を含む）についても、企画・戦略室を通じて常任理事会に報告する。

また、常任理事会は必要に応じて各責任者、推進部門に直接進捗状況等の確認を行い、さらに、理事長は、中期計画の進捗状況等について、適宜、理事会・評議員会に報告し、中期計画に大幅な修正がある場合は、常任理事会及び理事会・評議員会での審議事項とする。

なお、アクション・プランについては、毎年度の具体的な計画を策定する際に内容、スケジュール等の改変（廃止を含む）を、企画・戦略室を通じて常任理事会に提案できるものとする。その際、「基本方針」及び「5年後のビジョン」については変更しないことを原則としている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の環境保全、人権、安全への配慮に係る体制については、以下のとおり、必要な規程等を制定し、教育機関としての社会公共性を維持するように努めている。

- ・「学校法人大妻学院危機管理規程」
- ・『学校法人大妻学院危機管理マニュアル（大学編）』
- ・『学校法人大妻学院危機管理広報マニュアル』
- ・『首都圏直下型地震発生時対応マニュアル』
- ・「学校法人大妻学院防災規程」
- ・「学校法人大妻学院防災対策委員会内規」
- ・千代田区との大規模災害時における協力体制（千代田区との防災協定）

- ・災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定（多摩市との防災協定）
- ・「学校法人大妻学院環境対策推進委員会規程」
- ・「学校法人大妻学院ハラスメント防止対策規程」
- ・「学校法人大妻学院ハラスメント防止対策に関する指針」
- ・「学校法人大妻学院ハラスメント相談員設置規程」
- ・「学校法人大妻学院ハラスメント相談員運営委員会規程」
- ・「学校法人大妻学院ハラスメント調査委員会規程」
- ・「学校法人大妻学院個人情報保護規程」
- ・「学校法人大妻学院プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」

例えば、危機管理については、「学校法人大妻学院危機管理規程」『首都圏直下型地震発生時対応マニュアル』『危機管理マニュアル』『危機管理広報マニュアル』等を制定し、全教職員に配布するとともに、Webサイト（学内専用）にも掲載して、日常的確認が可能となっている。

また、「学校法人大妻学院防災規程」に基づいて防災対策委員会を置き、定期的に避難訓練を行っている。

さらに、キャンパス所在地となる千代田区、多摩市とは防災協定を締結し、地域住民に対して、防災備蓄品の管理や避難場所の確保を提供できる体制を整えている。

ハラスメント防止等の対策としては、「ハラスメント防止対策規程」「ハラスメント防止対策に関する指針」を制定し、ハラスメントの発生を防止するためハラスメントへの対応について検討するほか、学院 Web サイトへの掲載、『学生生活の手引き』及びパンフレットの作成、配布等適切な方法により周知している。

また、定期的に研修等を行い、ハラスメントや個人情報保護などの人権問題に関する認識を深めさせることに努めている。

上記のとおり、大学の管理運営のための組織は、法人部門及び事務局部門との連携体制を含めて適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制も整備されていると判断する。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

危機管理について、規程やマニュアル等は整備されているが、今後ともマニュアルの見直しや多様な事態を想定した研修機会の充実を行い、法人役員を含め全教職員が緊急事態に備えられる体制を整えていく必要がある。

5-2 理事会の機能

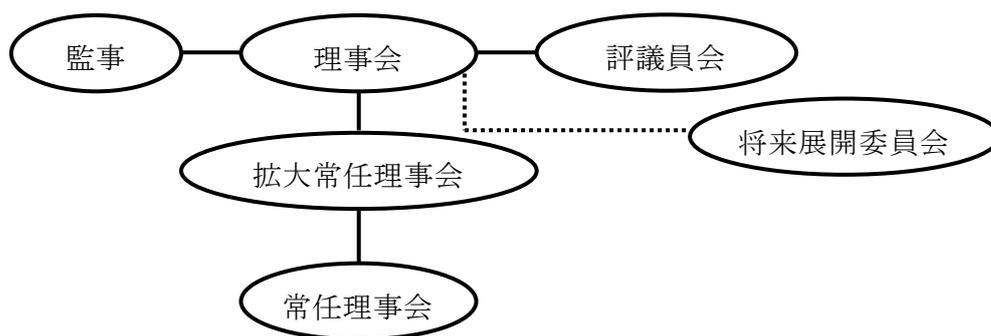
5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人に関する管理運営組織は、理事会、評議員会、拡大常任理事会、常任理事会等から構成されている。



理事会では、寄附行為で定める法人全体の予算、決算を始め、設置する各学校の学部・学科の構成等の重要事項の審議・決定を行う。大学からは、学長、副学長、学部長が構成メンバーとして加わっている。理事機能の強化のため、学校法人の運営に関する権限の所在を明確にし、各理事が学校法人の運営に対し積極的に参画する必要があるため、各理事の職務分担を定め運営している。平成30年度の職務分担は以下のとおりである。

[参照：7月理事会資料]

理事長：ガバナンスの統括

理事（学長）：大学教育・入試の統括・改革

理事（副学長）：研究推進、図書、情報、博物館、教員評価、FD

副学長：学生、国際交流、社会貢献・地域連携、高大接続

副学長：教育推進、キャリア教育、生涯教育、自己点検・評価、多摩校統括

常任理事：財務、寄付・募金、人事計画、危機管理、中長期計画、中高運営、ハラスメント防止

理事（事務局長）：総務、人事・労務、広報、事務推進・統括、自己点検・内部質保証、施設設備等整備

理事（学部長）：入試

理事（中高校長）：中高教育・入試の統括・改革

理事（同窓会会長）：卒業生との連携

理事（その他）：ガバナンス改革

評議員会は、寄附行為に規定する予算等について、あらかじめ理事長の諮問に応ずるとともに、役員、評議員の解任、解散等の議決機能を果たしている。

常任理事会は、理事長、学長、副学長（理事）、常任理事及び事務局長で構成されており、法人の常務の重要事項を審議し、通常業務の迅速な運営を担っている。なお、大学と法人間の情報共有化を図るために、大学運営会議における議案内容と審議結果については、常任理事会で学長から報告が行われている。

拡大常任理事会は、理事長、学長、副学長、常任理事、各学部長、短期大学部長、各中学高等学校の校長及び事務局長で構成され、常任理事会から提出された議案を審議し報告を受ける。その情報は各部門の教授会や委員会等で報告され、管理運営方針の徹底が図られている。

法人部門では、学院全体の将来構想に関わる諸課題を検討するため、平成24年度に理事長

の諮問機関として、将来展開委員会を設置している。

事務局部門については、「大妻学院事務組織規程」に基づいて、事務局長のもとに、各事務部門のセンター・グループ等を置き、その業務遂行に必要な職員を配置している。

事務局内の各センター・グループ等における業務連絡や、各種会議等の報告事項、財務計画、人事計画などの情報を、全部門で連絡調整しその共有化を図るために、事務局の各部課長等が出席する月例連絡会を毎月1回開催している。

なお、大学運営会議で決定した大学側の判断についても、財務に関わる事項や人事等に関する事項は、最終的には理事会の審議・判断に委ねられている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

外部の理事に対する学校法人運営に関する研修会等を充実させ、より確実な意思決定の基に法人運営ができるよう理事会機能の強化を諮りたい。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長は、建学の精神及び教育の理念・目的を理解し、大妻学院の現状を踏まえて、学校法人の公共性を高め、学院経営を先導するリーダーシップと経営責任を果たしている。

理事会は、理事長が招集し議長となって適切に運営し、その他、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の制定・改廃、授業料改定等の重要事項の審議決定を行っている。

また、常任理事会は、法人の常務の重要事項を審議し、通常業務の迅速な運営を担っている。

さらに、拡大常任理事会は、常任理事会から提出された議案を審議し報告を受ける。その情報は各部門の教授会や委員会等で報告され、管理運営方針の徹底が図られている。

以上のように、短大と法人間の情報共有化を図るために、常任理事会での議案内容と審議結果は、拡大常任理事会において審議・報告され、教授会及び事務の連絡会によって全学への周知徹底が図られている等、管理運営等の情報の共有化が図られている。

事務局部門については、「大妻学院事務組織規程」に基づいて、事務局長のもとに、各事務部門のセンター・グループ等を置き、その業務遂行に必要な職員を配置している。事務局内の各センター・グループ等における業務連絡や、常任理事会の他、各種会議等の報告事項、財務計画、人事計画などの情報を、全部門で連絡調整しその共有化を図るために、事務局の各部課長等が出席する月例連絡会を毎月1回開催し、情報の共有化と管理運営方針の徹底が図られている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第15条に監事の職務について規定されており、(1)この法人の業務を監査すること (2)この法人の財産の状況を監査すること (3)この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること (4)第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること (5)前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること (6)この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること が明記されている。

監事は常に理事会及び評議員会に出席し、寄附行為に定められた法人の業務の監査を行っている。また、決算期においては、監査法人と意見交換をした上で、監事の監査報告書を作成している。監事の定数は2名で、理事、評議員、教職員との兼職はない。

監事は、平成30年度の理事会（年6回、5/29、7/27、10/26、12/19、1/29、3/28）、評議員会（年3回、5/29、12/19、3/28）に毎回出席し、出席率は100%である。

監事による監査については、業務状況の監査が年8回（5/17、5/29、7/27、9/5、10/26、12/4、12/7、1/29）、財産状況の監査が年1回（5/17）行われている。

平成30年度の業務状況監査の内容は、(1)多摩キャンパス1学部体制後の状況 (2)理事会・評議員会の運営状況の適正性 (3)学校毎の入学者決定、単位決定、卒業認定の適正性の確認 (4)学生・生徒の学籍状況の管理とし、監査対象部門から提出された監査調書等による確認及び概況聴取・質疑応答であった。

財産状況監査は、平成29年度の財産目録、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）の検証を行い、公認会計士との意見交換も実施した。

評議員会は、毎年3回の定例会議の他、必要に応じて理事長が招集、もしくは3分の1以上の評議員から請求されて招集される場合の臨時評議員会がある。評議員会は寄附行為に規定する予算、事業計画、寄附行為の変更、私立学校法施行規則に定める届出事項、合併等について、あらかじめ理事長の諮問に応ずると共に、役員、評議員の解任、解散等の議決機能を果たしている。〔参照：平成30年度評議員会出席者名簿〕

評議員の定数は、理事の倍数以上の33人以上42人以内と寄附行為に定められている。

また、寄附行為第23条第1号から第5号評議員までは、それぞれの選出母体において寄附行為で定められた人数を適切な方法で選出している。

評議員会の議長は、評議員会において選任されており、平成30年6月1日現在の評議員数は38人、任期は4年で再任は妨げないとしている。なお、評議員の責務については寄附行為に明確に示されている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

外部の評議員を含め、評議員会において活発な意見交換が少ないのが実情で、理事会の意向がそのままということが多く、諮問機関としての機能を十分に果たせていないことが課題となっている。今後は、評議員会で活発な意見交換が行われるよう評議員に対しても、職務分担を定めるか、研修や説明会等を充実させる方向で検討している。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 29（2017）年度より中期計画の策定に取り組んでおり、平成 30（2018）年 1 月 19 日には、中期計画プロジェクトチームが「健全で強固な財務体制の確立（財務／インフラ）」を報告し、その報告の中で、平成 30（2018）年度から 10 年間に亘る中期財務シミュレーションを提示し、物件費、人件費の圧縮に向けて、共通認識を醸成した。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

まず外部負債に一切頼らない無借金経営を長期に亘って保持していることが評価できる。また、代表的な貸借対照表関係比率として、流動比率、固定比率、基本金比率、総負債比率をみても、直近の平成 25（2013）年以降の推移をみると、いずれも全国大学法人（除く医科歯科系）平均に比べ高いパフォーマンスを示している。

平成 30（2018）年度に至る 10 年間の経常収支差額を振り返ると、法人全体において赤字転落は一度もなく、安定的に推移している。

経常費補助金の受給額向上にむけ、改革施策に取り組んでいる。具体的には、「私立大学改革総合支援事業」にエントリーするとともに、「教育の質に係る客観指標」の得点上昇に向け、学内改革へ注力している。研究力の向上を旗印に、科研費プロジェクトや企業との共同研究を促進するために、総務センター内に研究支援室を立ち上げた。

また、文部科学省等からの勸奨を受け、長年「一般の方からの寄付募集は行わない」としていた方針を見直し、理事会・評議員会の承認の下、平成 29（2017）年度から本格的に寄付金募集を開始した。また、平成 30（2018）年 4 月、事務局内に専従組織として「寄付・募金グループ」を設置した。これにより、学生生徒納付金以外での新たな収入源の 1 つを保持することができた。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30（2018）年度は、中期財務シミュレーションの策定にとどまっておらず、今後は、中期財務シミュレーション結果に基づき、物件費、人件費の圧縮施策、配布予算、部門計画予算（配布外）の策定を検討できるような体制整備を行う。

従来は経常収支差額が安定的に推移しているものの、今後 10 年間の中期シミュレーションによれば、赤字転落の年度も想定されることから、長期修繕計画、大型投資プロジェクトの実施基準の厳格化、物件費および人件費など経常的な経費削減策に対して、全学的に取り組む体制整備を行う。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人大妻学院経理規程」「経理規程施行細則」を始めとする諸規程に基づき適正な会計処理を行っている。

本学と併設の大妻女子大学及び4つの中学高等学校の会計処理も諸規程に従い、日常の現預金の入出金は各キャンパス、各中高事務室において行っているが、その会計処理及び帳簿管理については千代田校財務センターにおいて一元管理しており、執行の適正性を常に確保している。

また、各学部、キャンパス等において緊急に対応が必要な経費が生じた場合、理事長もしくは常任理事会や事務局長に稟申する稟議制度も確立されており、不明朗な支出・支払が発生することは全くない。

会計処理の内容については、監査法人による定期的な監査を受け、指導にしたがっている。

予算編成においては、学生数・教員数等に基づく学内基準に従い学部等毎に計算される配布予算と事前の申請に基づき審査される部門計画予算、及び事務執行経費で構成されている。前年度の9月に学部等から部門計画予算の申請を受け、法人の中長期事業計画、収入等を勘案し、11月の常任理事会で協議・調整し、12月の拡大常任理事会で審議・承認を得ている。この部門計画予算及び配布予算、事務執行経費等を積算し、次年度予算を編成し、3月の理事会で承認を得ている。

年度内の予算執行状況については予算管理システム（Dr. Budget）により、学部等の所属長及び各所属の予算責任者はリアルタイムで確認することができ、当初予算の超過に注意を払っている。

大規模修繕工事や高額教育機器の購入などにおいて、詳細な経費内訳が判明することにより当初の勘定科目に大きな金額の相違が生じる場合がある。このような支出については、毎年度10月末の実績に基づき、その後の予算執行を勘考し、勘定科目間の予算額を補正する更正予算を2月に作成するとともに3月の理事会で承認を得ている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では監査法人による会計監査および監事による監査並びに法人内に設置した「内部監査室」による検査を実施している。監査法人による監査は毎年度4回（9月、12月、4月、5月（決算））に分けて実施しており、4中高を含め各キャンパスでの実査も行い、その時間数は平成30（2018）年度では延べ918時間に及んでいる。また、期中監査において理事長や常任理事にヒアリングを行い、本学の経営方針、将来構想等、経営活動に関わる情報を入手し監査に反映させている。

また、監事は、5-3-②で記述したとおり業務上の監査及び財産状況の監査を行い、決算期においては、監査法人と意見交換をした上で、監事の監査報告書を作成している。

監査法人及び監事とは独立した部署として、本学院の運営諸活動の遂行状況を合法性及び合理性の観点から客観的に検討及び評価し、当該検討及び評価の結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化のための助言、提案等を役務とする理事長直属の「内部監査室」を常設し、日常の業務や過年度の会計処理の適正性などをチェックしている。内部監査室には学内の事務職員の内から理事長が適任者を任命し、学内事務部署から独立した立場で検査をしている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人の監査や内部監査室の検査等は適正に実施されているが、学内における会計担当者の更なる知識の向上を図るため、外部研修会等にも積極的に参加させ業務に反映させていく。

[基準5の自己評価]

本学では、理事会の決定をふまえ、中期経営計画及び年次事業計画に基づいて運営されており、関連諸規程を遵守し、経営の規律と誠実性が担保されている。

管理運営は、最高意思決定機関である理事会の決定をふまえ、常任理事会、拡大常任理事会、大学運営会議が機能し、使命・目的達成に向けて業務を執行している。

財務運営については、大妻学院中期計画及び大妻学院中期財務シミュレーションなどに基づき総合的な財務基盤と収支バランスを図り、安定した財務運営を行っている。予算執行についても必要な規程などを整え、適正な会計処理を実施している。会計監査体制および実施については、監査法人、監事により適切に実施されている。また、内部監査についても内部監査担当者を配置し実施するとともに、理事、公認会計士、監事、内部監査担当者による情報交換を行う事により法人および大学の管理運営の円滑化と相互チェックの強化を図っている。

特に会計処理においては、本学財務グループ課長が日本私立大学協会大学経理財務研究委員会で他大学を指導する委員を務めていることにも裏付けされるように本学の会計は法令を遵守した適正な会計処理を実施している。

以上のことから本学は、「基準5.経営・管理と財務」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

<内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか>

大妻女子大学自己点検・評価委員会を設置し、その規定第 2 条において、「本学の教育研究活動等の状況並びに組織、施設の運営状況及び財務状況について、自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図ることを目的とする。」と規定し、学内に公表している。

<内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。>

最上位の組織

大妻女子大学自己点検・評価委員会

教育・研究活動等の状況並びに組織、施設の運営状況及び財務状況について水準向上を目的として、自己点検・評価の実施、評価報告の作成・公表、評価結果に基づく改善計画の推進を任務とする。

自己点検・評価実施のために、同委員会の下部組織として、副学長を部会長とする大学部会と短期大学部会をそれぞれ設置。大学部会は、大学院研究科長および各学部長、事務局長・全事務部長が、短大部会は、短期大学部長および各学科長、事務局長・全事務部長が委員となっている。

補完組織：

①大学運営会議

本学の運営に関する重要事項についての最高意思決定機関として設置されており、三つのポリシー（機関レベル、学部・学科専攻レベル）を始め、全学に関わる教育研究、管理運営に関する基本方針を最終的に審議・決定する。

②大学教育推進機構および各学部教務委員会

カリキュラムの検討など教育内容の自己点検・改善についての中心的な実行機関として、平成 25 年度に、大学運営会議の直轄下に設置。

自己点検・評価委員会の方針の下、全学的な視点で教育課程や教育方法を検討することにより、教育の質的改善・向上を図ることを目的としている。推進機構の運営委員会には、各学部の教務委員会委員長が加わっており、推進機構が審議した大学全体の方針を受けて、各学部委員会がその具体化を図る。

③全学 FD 委員会および各学部 FD 委員会

自己点検・評価委員会の方針の下、推進機構との連携を保ちながら、FD の枠組みの中で、教育研究の自己評価を実施、活動報告を作成、公表している。

④企画・戦略室

自己点検・評価委員会を所管するとともに、大学全体の教育研究水準の質保証に対する事務部門の取り組みを検証する。

<内部質保証のための責任体制が明確になっているか。>

自己点検・評価委員会の委員長を学長とし、委員として副学長、大学院研究科長、大学院各専攻主任、各学部長、短期大学部長、事務局長、事務部門全部長を任命。これらのメンバーは、本学の各教育現場の教育の質保証に関する PDCA を所管する大学運営会議、大学教育推進機構、全学 FD 委員会、各学部 FD 委員会の責任者を兼務していることから、自己点検・評価委員会を頂点として、その基本方針が本学各現場における内部質保証システムへ徹底される体制が整備されている。

自己点検・評価委員会および部会を企画・戦略室が所管することで、教学と事務とが連携できる仕組みを確保。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

補完的組織がそれぞれ実施する自己点検・改善活動の結果を自己点検・評価委員会が統括し、全学的に共有されることが、制度として組織規定上に明示されることが必要。

企画・戦略室が、自己点検・評価委員会の事務局としての位置づけにとどまっておらず、全学的な内部質保証の事務の要としての位置づけを明示することが必要。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしていない。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

(内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価をどのように行っているか。)

全学的な自己点検・評価活動を振り返ると、「平成 27 年度自己点検・自己評価に関する報告書」をとりまとめで以降、主立った活動は休眠状態である。

(エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的に行っているか。)

個々の自己点検・評価活動は、主として学部ごとの FD 活動を主体に定期的に行われており、その根拠として、学生による授業アンケートあるいは教員評価（本人評価）なども一部利用される。

(自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。)

自己点検・評価活動としては、学部ごとの FD 活動が主体であり、その結果については FD 報告書が公表されているにとどまり、学内で共有し社会に公表しているとは言いがたい。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

＜IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析＞

(現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。)

平成 27 年度に現状把握のためのデータ収集・調査分析セクションとして IR 室を設置、さらに平成 30 年度に企画・戦略室（7名の職員を配置）を新設し、IR 室の機能を継承している。

企画・戦略室に対して、IR 体制のための予算措置を行い、データ収集分析ソフトの購入、外部の大学コンソーシアムへの加入、新規のアンケートの実施を進めている。

本学では、IR 室の設置以前から担当セクションにおいて、各種データの収集・分析が進められている。

まず、教育支援センターを中心に定例的に、教員に関連してシラバス管理、教員出講・休講状況、学生に関連しては、履修状況、単位取得状況、成績評価資料など教学面のデータを収集・分析して学内共有を進めてきた。

また、入試広報センターでは、入学時のデータを収集し、大学での学習履歴データとの関連を分析、入試種別やそれぞれの定員設定に活用している。

さらに、就職支援センターでは、就職データおよび卒業後データを蓄積して、就職支援活動に参考資料として活用している。

ただし、これら従来から行われていた IR 活動は担当セクションの業務目的には適合するものの、全学的な自己点検・評価活動という観点が弱かったことから、各担当セクションと新設の企画・戦略室との IR 活動との有機的な連携を順次進展させている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

大妻女子大学自己点検・評価委員会を頂点とする自己点検・評価活動を定例的にを行い、PDCA として定着させる。またその結果を全学的に共有した上で、社会へ公表する。

企画・戦略室を全学的な IR 活動のハブと位置づけ、各セクションの IR 活動と企画・戦略室を連携させる。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。)

本学の内部質保証は、二種類の局面を有する。まずは、現場（各学部、学科などの教学および事務）で行われる局面、もう一つは、教学および事務さらに経営までを統括して行われる局面である。

現場とくに各学部、学科などの教学面で行われる内部質保証は、FD活動に中心に行われている。

FD活動の詳細をあらためて記述すると以下の通り。全学FD委員会、各学部のFD委員会及び研究科FD委員会が中心となり、大学教育推進機構や全学自己点検・評価委員会と連携を保ちながら取り組んでいる。その取組の全容は、自己点検・分析結果を含めて全学FD活動報告書及び各学部FD活動報告書として公表されている。継続的に行なわれている主要な活動は、FD委員会（全学、及び各学部）及び各キャンパスFD合同委員会の開催、授業に関するアンケートの実施（授業評価）、父母懇談会の開催、授業担当者懇談会、FD講演会の開催、FD研修会の開催、入学時の学生生活調査、卒業直前学生アンケート調査、授業公開・参観の実施、FD活動報告書の刊行などである。これらの他に、公益財団法人大学セミナーハウス主催の新任教員研修セミナーへの新任教員の派遣も継続的に行われている。

全学FD委員会は年3回程度開催しており、FD講演会の開催、授業に関するアンケート内容の検討、成績評価のあり方、各学部におけるFD活動内容の報告など、大学全体としての教育内容・方法の組織的な改善を図る方策について審議している。各学部のFD委員会は毎月1回程度開催しており、全学FD委員会の方針に基づく活動以外に、当該学部に適した独自の活動を行うことにより教育の質の向上を図っている。

以上のようなFD活動は自己点検・評価活動として、多岐に亘って精力的に実施されているものの、以下二つの課題が指摘できる。

第一は、FD活動の結果として指摘される課題と各学部、各学科が掲げる三つのポリシーとの関連で優先順位が明示されないことである。三つのポリシーを日々の教育研究活動に引きつけて自己点検・評価活動を実施していくという意識の醸成が必要である。

第二は、FD活動の結果として、課題が指摘されるものの、その課題への改善策まで検討が進められないケースがあり、その場合は、課題が翌年以降も指摘され続けることとなる。改善策が検討されることなく放置される理由としては、課題の原因が各学部、学科が単独では踏み込めない事情が存在するとの指摘もある。このような事案については、今後は、自己点検・評価委員会への提起が可能となることから、事態は改善へと向かうものと判断される。事務部門で行われている自己点検・評価活動は、平成28年度から実施されている業務概要報告である。開始して3年目であり、自己点検・評価としてはまだ緒に就いたばかりと評価せざるを得ない。

まず、自己点検・評価の趣旨が浸透しておらず、現状の業務の洗い出しにとどまっており、事務部門としての長短目標を基準として、パフォーマンスを評価するに至っていない。したがって、事務部門として課題の洗い出しができておらず、改善策への踏み込みが不足することとなる。結果として、PDCAのサイクルを回しながら、業務を改善していくことができておらず、内部質保証という観点から厳しい状況にある。

（自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。）

平成30年度末に掲題条件を踏まえて大妻学院中期計画を策定した。本計画のスタート台

としてミッションの見直しを行い、見直し後のミッションを踏まえて三つのポリシーの検証およびポリシー実現を含む5つの戦略分野を特定し、それぞれにアクション・プランを策定した。令和元年より、半年毎にアクション・プランの進捗管理を全学的に行っている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

各学部、学科あるいは事務部門において、現場の課題指摘にとどまらず、改善策の検討実施へ踏み込み、自己点検・評価活動を大妻女子大学自己点検・評価委員会を頂点とする全学的かつ定例的なPDCAサイクルへ転換すること。

【基準6の自己評価】

本学における内部質保証の現状を振り返ると、主な課題として以下5点が指摘できる。

- (1) 各現場で行われている実質的な自己点検活動（教学面ではFD活動、事務では業務概要報告の作成）が全学的な自己点検活動として、自己点検・評価委員会の規定に明文化されていないこと。結果として、現場の自己点検活動が自己点検・評価委員会の場を通じて全学的に共有されず、抽出された課題やその対応策が現場任せとなっていること。
- (2) 自己点検活動の要となる自己点検・評価委員会が、平成27年度以降活動停止しており、全学的な自己点検が十全に機能しているとは言えない状況にあること。
- (3) FD活動を自己点検活動として位置付けるためには、各学部学科が掲げる三つのポリシーを起点として評価し優先順位付けするという意識が弱いこと。
- (4) FD活動の結果として抽出される課題の内、その原因や対応策が学部・学科の枠組みを超える場合に、手に負えない問題として放置されがちなこと。
- (5) 業務概要報告の作成が事務部門における評価点検活動と位置付けられているものの、その趣旨が事務部門内部に周知徹底されていないこと。結果として、業務概要報告が現状の業務の洗い出しにとどまっており、大学としての三つのポリシーを起点として業務上の課題の抽出、対応策の策定・実施という形の自己点検活動に至っていないこと。

以上を踏まえて、令和元年においては、自己点検・評価委員会を開催し、平成30年度を対象に各学部・学科においてFD活動などを踏まえて三つのポリシーを起点として自己点検を行い、結果報告を徴求した（9月末期限）。また事務部門においても業務概要報告を自己点検活動に関する報告書としてあらためて位置付け、記入書式も改訂の上、令和元年を対象として、業務概要報告を要請した。

さらに自己点検活動の中で、抽出された課題については、自己点検・評価委員会を通じて全学的に共有することに加えて、自己点検実施部署の所管を越える部分については、自己点検・評価委員会の責任において、関係部署を定めて対応策の実施を要請する予定である。最後に、各現場で行われる自己点検活動を自己点検・評価委員会のもとで行われる全学的な自己点検活動の一環として位置付け、同委員会規定の中に明文化することを検討中である。

